

議 事 日 程

令和 8 年第 1 回浜中町議会定例会

令和 8 年 3 月 6 日午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 1 8 号	浜中町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 3	議案第 1 9 号	浜中町立診療所診療委託医師及び嘱託医師処遇改善準備基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第 2 0 号	釧路公立大学事務組合規約の変更に関する協議について
日程第 5	議案第 2 1 号	浜中町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
日程第 6	議案第 2 2 号	公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第 7	議案第 2 3 号	公用車事故被害者損害賠償について
日程第 8	議案第 2 4 号	令和 8 年度浜中町一般会計予算

(開議 午前10時00分)

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） 前日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第2 議案第18号 浜中町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第2、議案第18号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第18号浜中町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたび、令和6年6月に子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労条件を問わず、時間単位で利用できる新たな通園制度となることも誰でも通園制度に対応した給付制度、乳児等のための支援給付が創設されます。

この制度の対象となる事業者は、市町村条例により定めた基準に従い、乳児等通園支援を提供しなければならないことから、国の基準に従い、新たな条例を制定するものであります。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては保育所長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） それでは、議案の211ページをお開きください。

議案第18号浜中町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について補足をご説明いたします。

条例第1条趣旨では、子ども・子育て支援法に基づき、乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めることを、第2条一般原則では基準の対象となる事項について4項にわた

り定め、第3条及び第2項では利用定員に関する基準を定め、第4条面談では3項にわたり面談に関する基準を定めております。第5条正当な理由のない提供拒否の禁止では保護者から利用の申込みを受けたときに正当な理由がなければ拒むことを禁じ、第6条あっせん及び要請に対する協力では特定乳児等通園支援事業者は市町村が行うあっせん及び要請に対し協力するよう義務づけています。

第7条乳幼児支援支給認定証に記載された事項の確認では特定乳児等通園支援事業者が利用申込みを受けた後の確認事項について、第8条乳児等支援給付認定の申請に関する援助では、利用申込みに対し、速やかに給付認定の申請が行われるよう必要な援助をすることを、第9条心身の状況等の把握では利用児童及び保護者の心身の状況の把握をする事項について定め、第10条特定教育・保育施設との連携では、円滑な連携ができるよう、情報提供を含め、密接な連携に努めることを義務づけ、第11条特定乳児等通園支援の提供の記録では記録しておく事項について定めております。

第12条支払では5項にわたり支払いに関する基準を定め、第13条乳児等支援給付費の額に係る通知等では、特定乳児等通園支援事業者は、法定代理事業により、乳児等支援給付費の支給を受けた場合、第2項では法定代理受領を行わなかった場合の取扱いについてそれぞれ定めております。

第14条特定乳児等通園支援の取扱方針では、保育所保育指針に基づき、児童や保護者の心身の状況等に応じて適切な提供を行うことを義務づけ、第15条及び第2項特定乳児等通園支援に関する評価等では提供する特定乳児等通園支援の質の評価、改善の基準について定めています。

第16条相談及び援助では、保護者からの相談に対する助言、その他の援助を義務づけ、第17条緊急時等の対応では必要時に保護者または医療機関への連絡を行う等の措置を講じることとしています。

第18条乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知では、保護者が不正に乳児等支援給付費の支給を受け、または、受けようとしたときは至急市町村に通知することを義務づけております。

第19条運営規程では、事業の運営に係る事業目的や運営方針、支援の内容、職員の職種や数、費用の種類及び額、利用定員、緊急時、災害時の対応などについて、11事項にわたる重要事項に関する規定を定めておくことを義務づけ、第20条勤務体制の確保等では事業所ごとに勤務体制を定めることを、第2項では例外を示し、第3項では職員の研修機会を確保するよう定めております。

第21条利用定員の遵守では利用定員を超えての支援の提供を禁じ、第22条掲示等では、掲示に必要な事項について、公衆の閲覧に供することを定めております。

第23条乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則では利用児童を平等に取り扱うように差別的取扱いを禁じ、第24条虐待等の禁止では暴行、わいせつ、ネグレクトをはじめとする虐待行為及び利用児童の心身に有害な影響を与える行為を禁じています。

第25条秘密保持等では、秘密を漏らさないことに関する事項に対し、3項にわたり定め、第26条情報の提供等では、認定保護者が特定乳児等通園支援事業者を選択できるよう、支援の内容に関する情報提供を行うことに努めること、第2項では、その広告をする場合、虚偽または誇大なものとしないうように定めております。

第27条及び第2項利益供与等の禁止では、紹介などによる利益の供与、收受に対し、それぞれ禁じております。

第28条苦情解決では保護者や家族からの苦情に関する取扱いについて5項にわたり定め、第29条地域との連携等では、運営に当たり、地域住民との連携、協力、地域との交流に努めるよう定めております。

第30条事故発生の防止及び発生時の対応では、事故の発生、再発を防ぐために講じる措置について3号にわたり定め、第2項では、事故発生時には利用児童の家族への連絡をするとともに、必要な措置を講ずること、第3項では、その事故に対し、取った処置についての記録を求め、第4項では損害賠償について定めております。

第31条会計の区分では、特定乳児等通園支援事業者はほかの事業と会計を区分することとし、第32条記録の整備等では諸記録を整備しておくことを、第2項では5号にわたり記録する事項及び保存年限を定めるものです。

第33条電磁的記録等では、この条例の規定において書面で行うことが規定されるものについて、電磁的記録により行うことができるとしており、第2項では電子メール等での交付、提出ができることを、第3項ではその記録を文書で出力することが必須とし、第4項では電子メール等で交付、提出をする場合に保護者の承諾を得なければならないことを、第5項では保護者から申出があった場合はこの条例による書面等による同意の取得を電子メール等で行ってはならないとし、第6項では第2項から第5項までの読替規定を定めております。

附則で本条例は令和8年4月1日から施行としております。

以上、議案第18号の補足説明といたします。

○議長（落合俊雄君） これから議案第18号の質疑を行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 大変いい制度ができたなと個人的には思っております。

ただ、幾つか懸念材料がありますので、この場でただしておきたいと思っております。

まず、ホームページでもチラシが公表されておまして、お父さんやお母さんは既に目にはしているものと思っております。霧多布保育所と茶内の常設保育所の2か所で開設するということですが、昨日の補正の審議でもありましたように、現在も保育士が急な用で休んでしまうなど、受け入れられる数が日によって異なる場合もあるかと思っております。

まず、利用の申込みについて、何日前までに申請してくださいという規定はどこに記されているのか、その周知はどのようにやっていくのか、お伺いします。

仮に、来月の10日ぐらいに利用したいなということで、前の月の月末に申し込んだと

します。同時に、当町では一時預かり保育も実施しております。当然、今後もこれは継続していくものだと思います。一時預かりについても事前に申込みが必要ですがけれども、多分、もっと期間が短く、例えば、2日前、3日前ぐらいでもいいですよという規定になっているのかなと思います。

そのことも含め、仮に子ども誰でも通園制度で事前に予約が入っている中、緊急に一時預かり保育をお願いしたいという事案が発生した場合、保育士の人数が足りなくなることと考えられると思うのですが、その場合はどちらを優先するのでしょうか。

どちらかを優先すると決めるのであれば、それを事前に保護者にしっかり説明しておかないとトラブルの原因になるだろうと思いますが、その周知や説明の機会はどのように考えておられるのでしょうか。

また、一時預かり保育は、例えば、法事や何かが入った場合を除き、原則はお父さん、お母さんのリフレッシュでも利用できるものとなっています。しかし、僕の耳に入っているのは、時には高圧的な態度でどうしてなのと根掘り葉掘り聞かれたという事例もございました。

せっかく保護者のためにつくる制度ですので、喜んでもらってこそ価値があるものだと思うのです。どことは言いませんが、保育所によってはそういう対応があったということで、さきに申したような両方をやる上での弊害は考慮されているのかどうか、答弁をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 質問にお答えいたします。

このたび、ホームページにチラシを載せておりますけれども、利用の流れというものがありません。

子ども誰でも通園制度を利用するに当たっては、まず、利用認定の申請を行います。申請書を霧多布保育所または茶内保育所に提出していただき、その後、利用認定証が町から発送されるのですが、それが届いた後に事前面談を行います。例えば、アレルギーの関係やご飯はどういうものが食べられるのかなど、細かいお子さんの状況をいろいろと聞かせていただきます。その後に利用申込みがあって初めて利用となりまして、利用希望日を予約して利用開始となります。

なお、事前面談等につきましては一時預かり制度でも同じように行っており、その後、利用日の希望を聞いております。

申込みの何日前にということですが、初めて利用するまでに最短で2週間ぐらいはかかるのかなと思っており、2日前、3日前はなかなか難しいのかなと思っております。

次に、保育士の人数のことについてです。

子ども誰でも通園制度は、クラスの定員の中で受け入れることを考えております。例えば、0歳児が1人しか入っていない場合、1人の保育士で3人まで見られますので、2人を預かることができまして、その枠の中で受け入れることを考えております。

次に、預かる理由についてです。

一時預かりの利用申請の中ではリフレッシュを理由に預かることがほとんどです。高圧的な態度でという話もあったのですが、なるべくそうしないように指導しております。こども誰でも通園制度につきましても、保護者の就労状況や理由に関係なく預けることができますので、そこは徹底してまいりたいと思っております。

こども誰でも通園制度は空き定員の中で預かることになっておりまして、どちらも予約制ですが、どちらが優先ということはありませんので、予約に基づいてお預かりしようと考えているところです。

ただ、一時預かりにつきましては、緊急時の場合もお預かりできますので、そのときはしっかりと受入れをしたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） この制度は、たしか月に10時間まで利用できるとなっているのですが、1か月に10時間ですと、例えば、月初め、中頃、下旬の3回ぐらい利用したいと考えているご家庭があった場合、その都度、面談が必要になるという捉え方でいいのでしょうか。一回面談されたら、あとは日程調整だけでいいのかなと考えるのですが、そうではなく、都度必要になるのかということですか。

また、クラスの空き人数によって受け入れられる人数が決まるというお話でした。そうなりますと、例えば、2歳のお子さんを通園させたいと思った場合、茶内で何人、霧多布で何人を受け入れられるかはいつ示されるのですか。

要するに、月の空き状態によって様々なのであれば、利用したいと思う方にとっては全く見通しの立たないものになるのかなと思うのです。せめて、今月は何歳児を何人受け入れられますという何かがあれば、申し込んだけれども、満員で駄目です、次も申し込んだけれども、駄目ですとなってしまい、とても喜ばれるものにはならないだろうし、かえって不満が噴出するようになるかと思うのですけれども、その対応はどう考えておられるのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） まず、面談についてです。

面談は、利用される一番最初に行う1回のみです。一時預かりでも面談をやっているのですが、最初に子どもやご家庭の状況をお伺いさせていただきまして、その後は利用したい日にちを決めて利用していただきます。その後、また日にちを決めていただいて利用していただくという繰り返しです。

次に、人員配置と定員の関係についてです。

今、こども誰でも通園制度の受入れをしっかりとできるような人員配置を考えております。それぞれのクラスにきちんと余裕ができるように人員配置を行ってまいりますので、受入れができないということはないのかなと思っています。

一時預かり制度とこども誰でも通園制度は、かなり似ております。面談時や利用の申込

みのときにどちらのほうが向いているのかなども伺い、この場合は一時預かりのほうがいいのではないか、この場合はこども誰でも通園制度で預かりましようかなど、いろいろと調整しながらうまく使っていただこうと考えております。

一時預かり保育は専任の保育士がつきますが、こども誰でも通園制度だと各クラスの保育士がクラスの中で受入れをすることになります。ですから、子どもの状況に応じて、専任がついたほうがいい場合はこども誰でも通園制度ではなく一時預かり保育を勧めることを考えているところです。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 受入れ拒否ではないけれども、受入れができないという事態を招かないよう、保育士を確保するというお話でした。

これは、ざっくり言ってしまうと、国が子育て支援に力を入れるようになって、いろいろな要望があった中でこういう制度をつくったのだと思うのですが、町村によっては、当町みたいに受け入れられる施設が二つしかないというところもたくさんあると思いますし、苦しい人員のやりくりが必要になってくるのかなと思います。それでも、実施する以上、気持ちよく利用していただけるような環境整備は大事だと思うのです。

僕が今質問しているいろいろな疑問以外に、多分、当事者であるお父さん、お母さんにはこういった場合はどうなのかという意見が多々あるはずだと思います。この制度の内容、一時預かり保育の内容をどう周知し、理解していただくのかがこの事業をスタートするに当たってはとても大事なことだと思うのです。

周知の仕方、説明の仕方について考えがあるのか、やるのであればいつからになるのか、伺います。

また、先ほど言ったように、保育士を極力配備して1日2人なり3人まで受け入れられる体制にしますが、保育士の体調等によっては2人を受け入れられるところが1人になってしまう場合もありますよということまでしっかりと説明しておかないといけないと思います。

せっかく始めた制度に対する保護者からの不平不満を僕は一番懸念していますし、そこがスタート前の大事なところではないのかなと思いますので、その考えを再度伺いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） ご質問にお答えします。

今のところ、制度そのものの周知方法としましては、広報はまなかの4月号に掲載予定です。また、ホームページにも上がっているチラシを3月末の自治会配付で全戸配付する予定であります。町ホームページには2月20日付で既に掲載済みで、チラシを子育て支援センターと各保育所に設置する予定であります。そのほか、保健師の家庭訪問時や健診時にも案内していただくとともに、ママのつどいの受付にも設置させていただこうかなど考えているところです。

受入れ人数の周知については、正直、今まで考えておりませんでした。その部分に関しては、これからしっかり検討させていただき、細やかな対応を取らせていただこうと考えております。きっとホームページになるのかなと思いますけれども、何らかの形で周知することを考えます。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
これから議案第18号の討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。
これから議案第18号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第19号 浜中町立診療所診療委託医師及び嘱託医師処遇改善準備基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第3、議案第19号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第19号浜中町立診療所診療委託医師及び嘱託医師処遇改善準備基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、第2条の基金へ積み立てる額について改正しようとするものであります。

浜中町立診療所診療委託医師及び嘱託医師処遇改善準備基金につきましては、町立診療所診療委託医師等に対する退職報償金の財源として、毎年度、積立てを行っておりますが、当該医師に対し、将来にわたり報償金を支払えるだけの基金残高であることから、今後の基金への積立てにつきましては、実情に応じ、予算の定めるところにより積立てが可能となるよう見直しを行うものであります。

なお、本条例の施行期日は令和8年4月1日としております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第19号の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） この基金条例については医師が退職したときに退職金に使われるものでありまして、今、残高としては大体2700万円があり、余裕があるということです。

この基金に毎年幾らずつ積み立てると決まっていたものを町の財政状況を見ながら積むということでしょうけれども、そこまで切迫しているわけではないので、その理由を聞いておきたいなと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、この基金の目的は、委託医師が退任される際、その功績に報いるための報奨金の財源として設置されているものです。報奨金につきましては、直近では平成29年度に上田歯科医師、30年度には麻生医師に対して支払われた経過がございます。

基金の残高については、議員がおっしゃるとおり、令和7年度末において1552万7000円になりまして、現在契約している茶内と浜中の歯科医師が仮に75歳まで勤務されたとしても十分に今ある残高で賄えます。また、条例制定当初から150万円だったのですが、この一つの理由として、当時、契約していた医師が3名おりまして、3名分の150万円で積み立てた経過があったと思われまます。

現在、そもそも契約している方が1名で、かつ、この1名については既に75歳までの担保があります。また、仮に基金が0円だった場合も、医師1名に対して毎年度55万円を積み立てれば、いつの時点で退任されても十分に賄える計算になります。そのため、このたび、基金として積み立てる額は歳入歳出予算で定めるとして、柔軟に対応していきたいということで条例を改正するものです。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第19号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第20号 釧路公立大学事務組合規約の変更に関する協議について

○議長（落合俊雄君） 日程第4、議案第20号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第20号釧路公立大学事務組合規約の変更に関する協議について、提案の理由をご説明申し上げます。

釧路公立大学事務組合は、釧路管内8市町村を構成団体とする一部事務組合であります。公立大学法人釧路公立大学による短期大学の設置に伴い、当該短期大学に係る経費の支弁方法を定める釧路公立大学事務組合規約の変更が生じたものであります。

変更の内容につきましては、公立大学法人釧路公立大学が設置する短期大学に係る運営経費を釧路市が負担するものとするために必要な事項を定めるものであります。

地方自治法第286条第2項では、これを組織する一部事務組合の規約を変更しようとするときは関係地方公共団体の協議によりこれを定めるとされており、第290条では関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることから、議会の議決をいただきたく、ご提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第20号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第20号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第21号 浜中町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

○議長（落合俊雄君） 日程第5、議案第21号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第21号浜中町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、提案の理由をご説明申し上げます。

国の過疎対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、これまで約50年にわたり特別措置が講じられてまいりました。

本町においては、平成9年4月から過疎地域の指定を受け、浜中町過疎地域活性化計画や浜中町過疎地域自立促進市町村計画を策定し、地域活性化と自立促進に向け、対策を講じてきたところであります。しかし、過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、農林水産業における担い手不足、住民の足となる生活交通の衰退、高齢化が進む集落の機能低下や地域医療の危機など、その状況は厳しさを増しております。

こうした状況を背景に、過疎地域の持続的発展という理念の下、令和3年4月、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。

この法律においても本町が過疎地域の指定を受けたことから、令和3年度に浜中町過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、今回におきましては令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とする新たな浜中町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するものであります。

また、浜中町過疎地域持続的発展市町村計画は、同法第8条第1項の規定により、議会の議決を経て策定することとされております。

今回の計画の概要を申し上げますと、北海道過疎地域持続的発展方針に基づき、第6期浜中町まちづくり総合計画や浜中町創生総合戦略、その他計画との整合性を図りつつ、総合計画に掲げる六つの基本目標を基本方針とし、法に定められた各分野における現況と問題点、その対策や事業計画について記載をしております。この内容に基づき、個性豊かな地域づくりを目指し、地域活性化や持続的発展推進施策を展開しようとするものであります。

なお、計画につきましては、令和8年2月9日付地政第3034号をもって北海道知事との協議も調っております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、議案第21号浜中町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、計画の概要等の補足をご説明申し上げます。

別冊でお配りしている計画書の1ページをお開きください。

本計画の冒頭では、1の基本的な事項として、(1)の浜中町の概況について、1ページではアの本町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要、続く2ページでは、イの本町における過疎の状況、ウの本町の社会経済的発展の方向の概要を示しております。

詳細な説明につきましては省略させていただきます。

次に、2ページでは(2)の人口及び産業の推移と動向、3ページでは人口の推移と見通しを表で示しております。

本町は、今後においても、特に年少人口の減少と老年人口割合の増加が予想されておりまして、町外転出等による社会的人口減少と出生率の低下等による自然的人口減少が重なり、過疎化の進行が予想されると示しております。

4ページでは本町の行財政の状況について、5ページでは財政の状況と主要公共施設等の整備状況を表で示しております。

詳細な説明は省略させていただきます。

6ページでは、(4)の地域の持続的発展の基本方針として、計画に示しております①から⑥までの六つの点を基本とした施策を展開することとし、(5)の地域の持続的発展のための基本目標では、浜中町人口ビジョンに基づいた人口目標を令和12年国勢調査人口4789人に年ベースでの人口、社会増減の目標を年間40人以内の減にするとしております。

(6)の計画の達成の状況の評価に関する事項では、毎年度、基本目標の達成状況や施策の効果を経済状況の数値と突合しながら評価、検証するものとし、(7)の計画期間においては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年としております。

続く7ページでは、(8)の公共施設等総合管理計画との整合性について示しており、本計画については、浜中町公共施設等総合管理計画との整合性が求められることから、四つの基本方針に基づき、公共施設を適切に管理するとともに、必要な事業を適切に実施することとしております。

8ページから54ページまでは計画内容を大項目で分類しておりまして、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、産業の振興、地域における情報化、交通施策の整備、交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興等、再生可能エネルギーの利用の促進、その他地域の持続的発展に関し必要な事項、以上12項目の分野ごとに現況と問題点、その対策、事業計画、公共施設等総合管理計画との整合性をそれぞれ示しております。

詳細な説明につきましては省略をさせていただきます。

55ページをお開きください。

55ページから67ページまでは、先ほどの12項目の事業計画のうち、過疎地域自立促進特別事業分の事業計画を記載しております。ここに記載されている事業は、過疎ソフト事業として位置づけをされているものです。

以上が本計画の概要でございます。

今後におきましても、本町の地域活性化と持続的発展に向けた施策を推進するとともに、財源確保対策として過疎対策事業債を有効に活用するに当たり、本計画の策定につきましては、議員の皆様のご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第21号の補足説明といたします。

○議長（落合俊雄君） これから議案第21号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第21号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第22号 公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について

日程第7 議案第23号 公用車事故被害者損害賠償について

○議長（落合俊雄君） 日程第6、議案第22号、及び、日程第7、議案第23号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案22号及び議案第23号につきましては関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第22号公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について、提案の理由をご説明申し上げます。

本事故につきましては、令和7年10月16日午後2時30分頃、浜中町役場駐車場敷地内で発生した車両物損事故で、相手車両は浜中町霧多布東1条2丁目35番地の東海林圭太さん所有の車両であります。

事故の概要は、駐車場敷地内にて車両を停車中、シフトレバーがドライブのままであっ

たことから、前方に車両が動き出し、停車していた相手方車両に衝突したもので、損害額は121万3099円であります。

このことから、町が加入しております保険会社の査定により、過失割合を町の過失100%、相手車両損害等の全額を町が負担することで令和8年1月9日に示談を交わしております。

このことから、地方自治法第96条第1項第12号により議決をいただくものであります。

次に、議案第23号公用車事故被害者損害賠償については、前議案でご説明申し上げました相手車両への損害賠償について、地方自治法第96条第1項第13号により議決をいただくものであります。

このたびの事故は誠に遺憾であり、今後、このような事故が起きないように、安全運転の徹底に万全を期してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第22号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第23号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第22号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第24号 令和8年度浜中町一般会計予算

○議長(落合俊雄君) 日程第8、議案第24号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) (登壇) 議案第24号令和8年度浜中町一般会計予算につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

令和8年度予算につきましては、第6期浜中町まちづくり総合計画を指針とし、町民の皆様の声にしっかりと耳を傾ける共創のまちづくりの実現に向けて編成したところであります。本町ならではの個性豊かで持続可能なまちづくりを目指し、施策を講じてまいります。

予算の総額につきましては93億4077万5000円と定め、前年当初より4.8%、4億6585万9000円の減額となります。

予算の内容につきまして、主なものを申し上げますと、歳出2款総務費では、ふるさと創生に要する経費で、ふれあい交流公園整備工事1億2672万円、地域公共交通に要する経費で、町営バス運行委託料5705万4000円、3款民生費では、その他社会福祉に要する経費で、浜中町社会福祉協議会補助4877万6000円、浜中福社会に要する経費で、浜中福社会補助5190万1000円、4款衛生費では、狂犬病予防に要する経費で、犬猫避妊去勢手術補助95万円、じん芥処理に要する経費で、可燃ごみ焼却委託料5136万7000円、5款農林水産業費1項農業費では、新規就農者誘致・育成に要する経費で、新規就農者誘致事業補助3833万円、農業基盤整備に要する経費で、公社営草地整備事業委託料5732万8000円、浜中姉別地区道営農道整備事業負担金7861万5000円、2項林業費では、林道に要する経費で、林業専用道開設工事4199万8000円、3項水産業費では、育てる漁業に要する経費で、漁場生産力・水産多面的機能強化対策支援事業負担金980万4000円、漁港整備に要する経費で、漁港工事地元負担金7926万7000円、6款商工費では、商工振興に要する経費で、小規模事業継続支援補助550万円、霧多布湿原に要する経費で、霧多布湿原センター管理運営負担金3713万9000円、7款土木費1項土木管理費では、建築行政に要する経費で、民間賃貸住宅等建設促進助成金1200万円、2項道路橋りょう費では、町道管理に要する経費で、町道維持業務委託料6000万円、町道補修工事7200万円、狭霧橋長寿命化補

修工事に伴う橋りょう補修工事3980万円、5項住宅費では、町営住宅整備に要する経費で、散布団地S44の建物解体工事1450万円、8款1項消防費では、釧路東部消防組合に要する経費で、釧路東部消防組合浜中消防署負担金3億2449万9000円、2項災害対策費では、災害対策に要する経費で、新川西地区津波避難タワー及び仲の浜地区津波避難タワーの避難施設整備工事1億281万1000円、9款教育費2項小学校費では、小学校施設管理に要する経費で、霧多布中学校の霧多布小学校への移転に伴う小学校改修工事1億755万8000円、4項高等学校費では、教育振興に要する経費で、海外交流派遣負担金260万4000円、国内視察研修負担金232万2000円、地域みらい留学事業負担金154万9000円、10款公債費は12億2447万5000円、11款給与費は13億8892万7000円を計上しております。

なお、特別会計などへの繰出金につきましては、国保会計など、6会計で合計6億2396万円となっております。

一方、歳入は、これら歳出に要する財源について、地方財政計画で示された伸び率等を勘案し、地方交付税は前年当初より4500万円増の37億500万円、町税は、現在、所得申告を取りまとめ中ではありますが、前年度最終見込みを基に全体で1230万4000円増の8億8387万7000円で歳入総額の9.5%を占めております。

国・道支出金は2億9319万円減の9億8967万3000円、使用料及び手数料は63万9000円増の1億9839万2000円、寄附金は、ふるさと納税など、全体で14億413万円、繰入金は、財政調整基金、ふるさと納税基金などからの繰入れを実施し、1488万円増の10億2403万3000円、町債につきましては2億1710万円減の6億1020万円となっております。

今年度の予算編成に当たっては、歳入総額の約4割を占める地方交付税はできる限りの予算措置とさせていただき、不足する分につきましては、財政調整基金からの繰入金を計上し、基本的には年度間予算として執行する所存であります。

全般的な財政状況としましては、老朽化する施設の維持管理費や建設事業に伴う公債費が今後増加することが見込まれ、これらを要因として非常に厳しい財政運営が続くことから、財源の見通しを見極めながら事業の執行と経常経費の削減に努めてまいります。

次に、第2表継続費につきましては、本年度着工予定のふれあい交流公園整備事業が年度内に完了しないことから、当該事業に係る経費を令和8年度及び令和9年度の2か年による継続費として予算を計上しようとするもの、第3表債務負担行為につきましては、北海道市町村備荒資金組合の車両及び施設用備品譲渡代金の支払い契約に係るもの、期間は令和9年度から令和12年度までとし、限度額はそれぞれの購入価格に対する利率1.0%の年賦金の合計額に相当する額から令和8年度の年金を控除した額で設定しようとするもののほか、各事業の限度額を設定するものであります。

第4表地方債につきましては、本年度、地方債を財源とする各事業の借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めようとするものであります。

以上、議案第24号について提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(降壇)

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

初めに、議案番号を24、提出日を4日と記入願います。

議案第24号令和8年度浜中町一般会計予算について補足をご説明いたします。

第1条歳入歳出予算では歳入歳出予算の総額は93億4077万5000円と定めるとし、第2項では歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるとし、第2条継続費は地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は第2表継続費によるとし、第3条債務負担行為は地方自治法第214条の規定により債務を負担とすることができる事項、期間及び限度額は第3表債務負担行為によるとし、第4条地方債は地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第4表地方債によるとし、第5条一時借入金は地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定めるとしております。

2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては説明を省略させていただきます。

6ページをお願いします。

第2表継続費については、事業が2か年に及ぶことから、2款総務費1項総務管理費のふれあい交流公園整備事業工事監理業務委託料は総額268万5000円で、令和8年度141万8000円、令和9年度126万7000円、ふれあい交流公園整備事業は総額2億3980万円で、令和8年度1億2672万円、令和9年度1億1308万円としております。

第3表債務負担行為については、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡代金の支払契約、公用車5台を購入するもので、期間は令和9年度から令和12年度まで、限度額は、購入価格1815万3000円に対する利率1.0%の年賦金の合計額に相当する額から令和8年度年賦金18万2000円を控除した額、北海道市町村備荒資金組合の施設用備品譲渡代金の支払契約、給食センターのスチームコンベクションオーブンを購入するもので、期間は令和9年度から令和12年度まで、限度額は購入価格500万5000円に対する利率1.0%の年賦金の合計額に相当する額から令和8年度年賦金5万1000円を控除した額であります。

第4表地方債については、起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業から消防車整備事業までの計16件、限度額の総額は6億1020万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであり、詳細は歳入でご説明いたします。

8ページから9ページまでの歳入歳出予算事項別明細書につきましては説明を省略させ

ていただき、説明の便宜上、歳出からの説明とさせていただきますが、初めに議案関係資料の説明をさせていただきます。

議案関係資料の3ページをお願いします。

資料3の令和8年度当初予算対前年度比較表につきましては、歳入、1款町税から22款町債まで、令和8年度合計93億4077万5000円、前年度98億663万4000円で、4.8%の減となっております。

4ページ、歳出1款議会費から12款予備費まで、合計93億4077万5000円、対前年度比4億6585万9000円の減となっております。

5ページ、令和8年度当初予算節別集計比較表につきましては、歳出予算について、1節報酬から24節予備費までを集計したものであります。

次に、10ページの資料7をお願いいたします。

令和8年度予算主な事業費調について説明いたします。

2款総務費、1のふるさと納税に要する経費14億237万2000円は、寄附金14億円で見積もり、返礼品は2億8923万4000円、経費は3億9990万8000円、積立金は7億1323万円の見込みとなります。

2のLED照明借上料2658万3000円は、公共施設のLED化に伴うもので、財源はふるさと納税基金繰入金です。

3の建物解体工事1190万円は、旧湯沸母と子の家の解体工事を行うものです。

4の地域おこし協力隊業務委託料1095万6000円は、フラワーコーディネーター1名と縁結びサポーター1名の任用に係るものです。

5の地域おこし協力隊業務委託料1094万3000円は、タウンプロモーション推進員2名の任用に係るものです。

6のふれあい交流公園整備工事1億2672万円は、茶内ふれあい広場のリニューアル工事で、財源は国庫補助金と過疎債です。

7の町営バス運行委託料5705万4000円は、町内2事業者に、霧多布厚岸線など、5路線の町営バス運行を委託するもので、財源はふるさと納税基金繰入金、バス使用料と諸収入となります。

8の霧多布デジタルテレビ中継局更新工事3520万円は、テレビ電波送受信機の更新で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

9の不良空家等除却補助800万円は、8件を見込み、財源は国庫補助金となります。

10のふれあい交流・保養センター管理運営負担金4290万円は、民間事業者への指定管理に伴う運営負担金で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

3款民生費、11の浜中町社会福祉協議会補助4877万6000円は、運営事業補助で、財源は地方消費税交付金（社会保障財源分）です。

12の福祉職修学資金貸付金（介護福祉費）96万円は、月額8万円の12か月で1名分を計上するものです。

13の地域活動支援センター運営事業委託料1532万円は、障がい者の活動支援などの委託で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

14の高齢者バス等利用料支給627万円は、70歳以上の高齢者に対し、1名当たり1万円のバス等利用券を支給するものです。

15の浜中福祉会補助5190万1000円は、主に特別養護老人ホーム運営費補助で、財源は地方消費税交付金（社会保障財源分）とふるさと納税基金繰入金です。

11ページの16のデイサービス事業補助1799万5000円は、浜中福祉会が実施するデイサービス事業への補助で、財源は地方消費税交付金（社会保障財源分）です。

17の居宅介護支援事業補助276万8000円は、浜中福祉会が実施する事業へ補助するもので、財源はふるさと納税基金繰入金です。

18の子ども医療費扶助費2028万円は、18歳以下への医療費助成で、財源は道補助金と過疎債などです。

19の保育所改修工事270万円は、霧多布保育所プレイルームにエアコンを設置するものです。

20の福祉職修学資金貸付金（保育士）288万円は、月額8万円の12か月で3名分を計上するものです。

4款衛生費、21の厚岸郡広域救急医療体制負担金1992万9000円は、厚岸町への広域救急医療体制確保に向けた負担金で、財源は過疎債です。

22の検診等助成295万4000円は、妊婦健康診査、妊産婦交通費助成、1か月児健診助成、不妊治療費交通費助成で、財源は道補助金です。

23の犬猫避妊去勢手術補助95万円は、犬、猫の避妊去勢手術費用などに対する補助で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

24の野犬野良猫保護対策事業補助74万6000円は、町内で犬、猫の保護活動に取り組む団体への補助で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

25の可燃ごみ焼却委託料5136万7000円は、根室市じん芥焼却場での可燃ごみ処理に係る委託料です。

26の根室市じん芥焼却場建設事業負担金1億1359万7000円は、根室市が進めるじん芥焼却場建設費の本町負担分で、財源は過疎債です。

5款農林水産業費、27の中山間地域等直接支払交付金1億3576万6000円は、浜中別寒辺牛集落及び根室集落の2集落に交付するもので、財源は道負担金です。

28の後継者就業交付金（農業）300万円は、継続3名、新規2名を計上するもので、財源はふるさと納税基金繰入金です。

29の新規就農者誘致事業補助3833万円は、リース賃借料の2分の1を7件分、固定資産税相当額を5件分計上するもので、財源は過疎債です。

30の公社営草地整備事業委託料5732万8000円は、町内一円の草地整備改良で、町負担は1億3200万円の11%、財源は辺地債と過疎債で、その他は受益者負担です。

31の浜中姉別地区道営農道整備事業負担金7861万5000円は、浜中姉別第2地区道営農道整備で、町負担は事業費3億4940万円の22.5%、財源は辺地債です。

12ページ、32の林業専用道開設工事4199万8000円は、新規に林業専用道幌戸北線を開設するもので、財源は国庫補助金です。

33の林道補修工事488万4000円は継続事業で、若山線及び奔幌戸線を実施するもので、財源は道補助金です。

34の誕生祝品製作委託料46万2000円は、木製の子ども用椅子・テーブル20個を製作するもので、財源は森林環境譲与税です。

35の私有林整備事業補助273万円は、新たに創設する私有林整備に対する補助で、計4.67ヘクタールを想定、財源は森林環境譲与税及び森林環境譲与税基金繰入金です。

36の有害鳥獣駆除委託料1998万1000円は、エゾシカ駆除頭数を3200頭とするほか、湯沸地区のエゾシカ捕獲、野犬駆除を継続するもので、財源は道補助金です。

37の狩猟免許等取得助成金76万円は、2名分を見込み計上するものです。

38の後継者就業交付金（漁業）60万円は、継続1名を計上するもので、財源はふるさと納税基金繰入金です。

39の漁場生産力・水産多面的機能強化対策支援事業負担金980万4000円は、藻場保全などに対する負担金で、五つの組織分、事業費6536万円の負担割合15%で計上するもので、財源はふるさと納税基金繰入金です。

40の産業振興奨励補助1186万5000円は、以下の内訳の6事業で、財源は過疎債とふるさと納税基金繰入金です。

41の水産振興対策事業補助1320万円は、浜中漁協が実施するナマコ増殖事業に対する補助で、財源は水産振興基金繰入金です。

13ページ、42の漁港工事地元負担金7926万7000円は、散布・琵琶瀬漁港の整備工事に対する町負担で、財源は過疎債です。

6款商工費、43の浜中町商工会補助2051万9000円は、運営費に対する補助で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

44の地域経済活性化促進奨励補助365万2000円は、2事業の見込みで、財源はふるさと納税基金繰入金です。

45の産業振興奨励補助230万円は、商工会青年部の浜中・沖縄県与那原町少年少女体験相互交流事業など、4事業に対する補助で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

46の創業支援事業補助200万円は、創業する事業者に対する補助で、1事業を見込み計上、財源はふるさと納税基金繰入金です。

47の小規模事業継続支援事業550万円は、町内の小規模事業者に対する補助で、見込み計上、財源は過疎債です。

48の浜中町・与那原町商工会青年部交流事業記念事業補助200万円は、浜中町と沖縄県与那原町の商工会青年部による姉妹提携30年を記念して行う周年事業への補助とな

ります。

49の後継者就業交付金（商工業）60万円は、1名分の見込み計上で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

50の地域おこし協力隊業務委託料1618万7000円は、観光振興PR支援員3名の任用に係るものです。

51の霧多布湿原センター管理運営負担金3713万9000円は、指定管理による運営負担金で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

52の観光施設改修工事199万9000円は、琵琶瀬展望台の手すりを改修するものです。

53のルパン三世地域活性化プロジェクト事業補助800万円は、地域活性化プロジェクトへの運営事業補助で、財源は過疎債です。

7款土木費、54の安心住まいる促進事業助成金400万円は、町内での住宅の新築改修に対する一部助成で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

55の民間賃貸住宅等建設促進助成金1200万円は、アパートや従業員宿舎を建設する費用の一部を助成する事業で、1棟の見込み計上、財源はふるさと納税基金繰入金です。

56の町道維持業務委託料6000万円は、町内全域の町道維持に係る業務委託です。

57の町道除雪業務委託料4000万円は、町内全域の除雪に係る業務委託で、財源は受託事業収入です。

14ページ、58の町道補修工事7200万円は、以下の内訳4事業で、霧多布2条通局部改良工事から琵琶瀬川中1号道路局部改良工事までは公的債、茶内1号幹線道路改修工事は国庫補助金と辺地債を活用します。

59の橋りょう補修工事3980万円は、狭霧橋の補修工事で、財源は国庫補助金と辺地債です。

60の建物解体工事1450万円は、散布団地S44の解体工事で、財源は国庫補助金と公住債です。

8款消防費、61の消防広報指令車購入921万6000円は、浜中消防署の広報指令車購入で、財源は過疎債です。

62の庁舎改修工事1089万円は、Jアラートの送受信機更新工事で、財源は過疎債です。

63の避難施設整備工事1億281万1000円は、新川西地区の津波避難タワー建築主体工事令和8年度の継続費分と外構工事、仲の浜地区のタワー外構工事に係るもので、財源は国庫補助金と道補助金、公共事業等債です。

9款教育費、64の学校用バス運行委託料（小・中）6182万円は、児童生徒の通学及び行事用のバス運行委託です。

65の小学校改修工事1億755万8000円は、霧多布中学校の移転に伴う霧多布小学校改修工事で、財源は国庫補助金です。

66の海外交流派遣負担金260万4000円は、オーストラリアへの生徒派遣事業負担金で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

67の国内視察研修負担金232万2000円は、大阪府での国内産業施設、沖縄県での国内環境施設研修の実施負担金で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

68の地域みらい留学事業負担金154万9000円は、道外からの生徒募集を行うための合同説明会の出展費用及び説明会への参加旅費です。

69の生徒スキルアップ補助60万3000円は、霧多布高校の生徒の各種検定及び模擬試験への補助で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

15ページ、70の学校用バス運行委託料（高校）259万9000円は、通学及び冬期部活動、下校などのバス運行を委託するもので、財源はふるさと納税基金繰入金です。

71の少年少女国内派遣事業負担金200万円は、小学5年生12名と中学2年生4名の参加分で、財源はふるさと納税基金繰入金です。

72の地域おこし協力隊業務委託料546万7000円は、地域スポーツコーディネーター1名の任用に係るものです。

73の施設用備品購入588万5000円は、パークゴルフ場のスポーツトラクター購入で、財源は国庫補助金です。

74の賄材料費（給食センター）3906万円は、給食センター賄材料費で、財源は道補助金とふるさと納税基金繰入金です。

次に、繰出金は、75の国民健康保険特別会計繰出金など、全6会計分であります。

16ページの企業会計につきましては説明を省略させていただきます。

17ページ、資料8の令和8年度地方消費税交付金社会保障財源分に係る財源充当科目予算一覧表につきましては当交付金の充当内訳を記載しております。

18ページから23ページまでの資料9の令和8年度ふるさと納税基金繰入金に係る財源充当科目予算一覧表につきましてはふるさと納税基金を財源とする事業の内訳で、資料24ページから36ページまでの資料10の令和8年度負担金、補助及び交付金調につきましては記載のとおりとしまして、説明を省略させていただきます。

それでは、予算書の38ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目議会費5212万3000円は352万4000円の減、議会議員に要する経費4497万2000円は431万5000円の減、議会だよりに要する経費144万7000円は前年度同額です。

41ページの議会事務局に要する経費570万4000円は79万1000円の増、12節委託料、システム保守委託料27万5000円は皆増で3年に一度実施する議場システム保守点検委託料となります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費16億2664万3000円は1443万円の減、行政関連審議会委員に要する経費28万4000円は9000円の減、43ページの庁舎管理に要する経費4213万1000円は187万6000円の減、1節報酬、会

計年度任用職員報酬242万5000円から3節職員手当等の会計年度任用職員勤勉手当38万9000円までは皆増で施設管理人1名の任用によるものとなります。

10節需用費、修繕料100万円は60万5000円の減で見込み計上です。

その他一般行政に要する経費6339万3000円は150万3000円の増、45ページの10節需用費、修繕料200万円は100万円の増で街灯修繕料、47ページの18節負担金、補助及び交付金、49ページの街灯維持補助650万円は150万円の減で実績見込み計上です。

電算システムに要する経費1億1307万2000円は1610万6000円の減、11節役務費、手数料31万5000円は22万7000円の増でマイナンバーカード裏書き印字システムバージョンアップ対応によるものです。

13節使用料及び賃借料、システム使用料10万円は24万円の減で自治体情報セキュリティ向上プラットフォームサービス利用料によるものです。

18節負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金9012万5000円は1386万7000円の減、51ページの契約事務に要する経費24万8000円は前年度同額、財政事務に要する経費35万3000円は5000円の減、出納事務に要する経費479万円は8万4000円の減、ふるさと納税に要する経費は事業費調1のとおりで14億237万2000円は214万7000円の増となります。

7節報償費、53ページのふるさと納税返礼品2億8923万4000円は4676万6000円の減で、寄附額14億円とし、総務省の示す経費率の考えに基づく見込み計上です。

10節需用費、消耗品費44万6000円は22万6000円の増でイベントで配る試食品とノベルティの購入費です。

11節役務費、通信運搬費1億3276万8000円は835万4000円の増で返礼品送料の見込み計上です。

広告料22万円は皆増、ふるさと納税サイトへのバナー掲載料、手数料79万2000円は2927万6000円の減でクレジットカードの決済手数料となります。

12節委託料、ふるさと納税支援業務委託料2億5801万1000円は6327万2000円の増でふるさと納税支援とポータルサイト委託料、ふるさと納税パンフレット作成委託料435万6000円は皆増で新たに1000冊を作成するもの、24節積立金、ふるさと納税基金積立金7億1085万7000円は83万7000円の減で財源調整によるものです。

2目広報費498万4000円は6万5000円の増、広報に要する経費398万5000円は6万5000円の増、13節使用料及び賃借料、システム使用料20万9000円は皆増で広報紙編集に使用するデザインソフトの使用料、ホームページに要する経費99万9000円は前年度同額です。

54ページの3目財産管理費1億4992万3000円は3426万9000円の減、

公の集会施設等管理に要する経費2027万6000円は9668万9000円の減、10節需用費、修繕料200万円は159万5000円の減で茶内コミュニティセンター誘導灯の取替え補修などによるもの、17節備品購入費、施設用備品購入52万7000円は243万8000円の減で水取場地区会館のストーブ購入などによるものです。

町有施設管理に要する経費5575万7000円は2738万2000円の増、57ページの13節使用料及び賃借料、LED照明借上料2658万3000円は皆増で事業費調の2のとおりです。

その他町有財産管理に要する経費1647万1000円は492万6000円の減、10節需用費、燃料費11万1000円は皆増で旧茶内第一小学校体育館の灯油代、光熱水費29万7000円も皆増、普通財産に移管した旧姉別小など、閉校4校の街灯電気料などによるものです。

11節役務費、汲取料6万6000円も皆増で閉校施設のくみ取りを想定するものです。

12節委託料、有害物質含有調査委託料89万1000円は皆増で、暮帰別地区の旧教員住宅など、老朽施設解体に向けたアスベスト含有調査委託料によるものです。

14節工事請負費、建物解体工事1190万円は545万8000円の減で事業費調の3のとおりです。

公用車管理に要する経費1948万8000円は257万5000円の減、1節報酬、59ページの会計年度任用職員報酬342万4000円から3節職員手当等、会計年度任用職員勤勉手当33万6000円までは大型免許取得の職員1名の任用によるものです。

13節使用料及び賃借料、テレビ受信料5万6000円は皆増で、公用車9台のNHK受信料となります。

61ページの基金積立金3793万1000円は3738万9000円の増、4目振興費2億7694万7000円は1億3109万1000円の増、町功労者表彰等に要する経費95万7000円は57万円の減、地域振興に要する経費1758万9000円は975万3000円の増、12節委託料、地域おこし協力隊業務委託料1095万6000円は皆増で事業費調の4のとおりです。

18節負担金、補助及び交付金、63ページの地域振興事業補助145万円は25万円の増で6自治会の防犯灯更新などによるものです。

ふるさと創生に要する経費1億4648万1000円は9428万8000円の増、11節役務費、広告料44万円は66万円の減で協力隊募集に係る広告掲載料、12節委託料、システム保守委託料22万4000円は皆増で移住定住ポータルサイトの保守委託料、ふるさと納税支援業務委託料22万円も皆増、企業版ふるさと納税寄附の支援で寄附額100万円の22%で計上するものです。

65ページの地域おこし協力隊業務委託料1094万3000円は1094万3000円の減で事業費調の5のとおり、工事監理業務委託料141万8000円は皆増でふれあい交流公園整備工事の監理委託で令和8年度工事分、13節使用料及び賃借料、会場使用

料 9 6 万 8 0 0 0 円は皆増で協力隊による東京での本町タウンプロモーションの会場使用料、1 4 節工事請負費、ふれあい交流公園整備工事 1 億 2 6 7 2 万円は皆増で事業費調の 6 のとおり、基金積立金 8 7 万 8 0 0 0 円は 7 7 万 7 0 0 0 円の増です。

2 4 節積立金、企業版ふるさと納税基金積立金 7 8 万円は 6 8 万円の増で寄附額想定 1 0 0 万円から支援業務委託料 2 2 万円を差し引いて計上するものです。

人づくり事業に要する経費 7 6 万 4 0 0 0 円は前年度同額です。

6 7 ページの地域公共交通に要する経費 6 5 6 5 万 5 0 0 0 円は 5 2 5 万 4 0 0 0 円の減、1 2 節委託料、町営バス運行委託料 5 7 0 5 万 4 0 0 0 円は 3 2 5 万 6 0 0 0 円の増で事業費調の 7 のとおり、1 8 節負担金、補助及び交付金、地方バス路線維持対策補助 7 2 0 万 9 0 0 0 円は 1 2 0 万 8 0 0 0 円の減で根室一釧路間の都市間バス運行に対する補助によるものです。

テレビ放送中継局管理に要する経費 3 6 4 1 万円は 3 4 1 9 万 4 0 0 0 円の増、1 4 節工事請負費、6 9 ページの霧多布デジタルテレビ中継局更新工事 3 5 2 0 万円は皆増で事業費調の 8 のとおりです。

空家等対策に要する経費 8 2 1 万 3 0 0 0 円は 2 0 9 万 7 0 0 0 円の減、1 8 節負担金、補助及び交付金、不良空家等除却補助 8 0 0 万円は 2 0 0 万円の減で事業費調の 9 のとおりとなります。

5 目支所及び出張所費 4 4 1 万 6 0 0 0 円は 3 9 9 万 3 0 0 0 円の減、浜中支所管理に要する経費 8 2 万 7 0 0 0 円は 9 万円の減、茶内支所管理に要する経費 3 5 8 万 9 0 0 0 円は 4 0 8 万 3 0 0 0 円の減です。

7 0 ページの 6 目職員研修厚生費 4 5 5 2 万 8 0 0 0 円は 4 3 2 万 9 0 0 0 円の増、職員厚生に要する経費 4 1 6 0 万 6 0 0 0 円は 5 1 3 万 9 0 0 0 円の増、8 節旅費、費用弁償 1 6 万 5 0 0 0 円は皆増でインターンシップ受入れ 3 名分の見込み計上、1 0 節需用費、消耗品費 9 万 4 0 0 0 円は 7 万 2 0 0 0 円の増で就職説明会用ノベルティの購入などによるものです。

7 3 ページの職員研修に要する経費 2 6 7 万 5 0 0 0 円は 3 2 万 5 0 0 0 円の増、1 2 節委託料、職員研修等支援業務委託料 6 6 万円は 3 3 万円の増で人事評価研修とハラスメント研修を予定しているものです。

職員住宅管理に要する経費 1 2 4 万 7 0 0 0 円は 1 1 3 万 5 0 0 0 円の減、1 0 節需用費、修繕料 9 8 万円は 4 4 万 6 0 0 0 円の減で職員住宅 1 戸の内装改修とその他一般修繕によるものです。

7 目交通安全対策費 2 6 0 万 5 0 0 0 円は交通安全対策に要する経費で 3 万 5 0 0 0 円の増です。

7 4 ページの 8 目ふれあい交流・保養センター 4 9 5 0 万 6 0 0 0 円はふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費で 4 1 4 万 1 0 0 0 円の増、1 0 節需用費、修繕料 5 5 万円は緊急修繕を見込んで計上、1 1 節役務費、通信運搬費 9 万円は皆増で無料優待券

の郵送料、14節工事請負費、施設補修工事448万6000円は皆増で真空式温水ヒーターマイコンの更新など、18節負担金、補助及び交付金、ふれあい交流・保養センター管理運営費負担金4290万円は前年同額で事業費調の10のとおりです。

2項徴税费1目税務総務費3万円は固定資産評価審査委員会委員に要する経費で前年度同額です。

76ページの2目賦課徴収費2265万6000円は1084万9000円の増、賦課事務に要する経費1623万1000円は926万8000円の増、12節委託料、固定資産評価業務委託料302万5000円は235万4000円の増で令和9年度土地評価替えに向けた調査委託料、13節使用料及び賃借料、システム使用料133万1000円は27万5000円の増で固定資産評価支援システム借り上げと新たに利用する固定資産DXポータルサイトの使用料など、18節負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金543万円は皆増で、確定申告受付支援など、三つのシステム改修に伴う対応費用によるものです。

79ページの徴収事務に要する経費642万5000円は158万1000円の増、11節役務費、手数料226万7000円は95万9000円の増でコンビニ収納手数料や相続財産清算人申立手数料などによるものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費2294万8000円は271万円の減、戸籍住民登録事務に要する経費2291万5000円は264万8000円の減です。

1節報酬、会計年度任用職員報酬247万9000円から3節職員手当等、会計年度任用職員勤勉手当43万9000円までは皆増で職員1名の任用によるもの、81ページの11節役務費手数料37万1000円は皆増でコンビニ交付証明発行手数料など、12節委託料、システム改修委託料931万7000円は249万7000円の減で戸籍情報システム機器更新や附票システム改修など、13節使用料及び賃借料、システム使用料718万7000円は323万6000円の増で戸籍電算化システムのリースと戸籍総合システムクラウドサービス利用料、18節負担金、補助及び交付金、自治体基盤システム利用負担金34万6000円は皆増でコンビニ交付サービス運営負担金によるものです。

旅券発行事務に要する経費3万3000円は6万2000円の減です。

4項選挙費1目選挙管理委員会費25万8000円は選挙管理委員会に要する経費で42万5000円の減です。

82ページの2目道知事道議会議員選挙費706万2000円は道知事道議会議員選挙に要する経費で皆増です。

5項統計調査費1目基幹統計費45万1000円は基幹統計調査に要する経費で439万5000円の減、1節報酬、統計調査員報酬20万9000円及び10節需用費、85ページの消耗品費24万2000円は経済センサス調査に係るものです。

6項1目監査委員費329万円は監査委員に要する経費で16万3000円の増です。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費1億1067万8000円は199万6

000円の減です。

民生委員に要する経費244万円は18万6000円の減です。

87ページのその他社会福祉に要する経費5727万8000円は175万4000円の増、18節負担金、補助及び交付金、浜中町社会福祉協議会補助4877万6000円は50万1000円の増で事業費調の11のとおりです。

89ページの19節扶助費、遺族見舞金30万円は皆増で犯罪行為により亡くなられた遺族への見舞金1件を計上、重傷病見舞金10万円も皆増で犯罪行為により重傷病を負われた方への見舞金1件を計上、20節貸付金、福祉職修学資金貸付金96万円も皆増で事業費調の11のとおりです。

基金積立金20万4000円は9万2000円の増、国民年金事務に要する経費1万円は前年度同額、国民健康保険特別会計繰出金5074万6000円は365万6000円の増で法定繰り出し分を計上するものです。

2目障がい者福祉費3億857万円は1403万2000円の増、重度心身障がい者医療に要する経費575万1000円は43万7000円の減、91ページの障がい者福祉給付に要する経費2億2437万5000円は1040万円の増、19節扶助費、補装具給付費135万3000円から障がい福祉サービス費2億392万8000円までは見込み計上によるものです。

子ども発達支援事業に要する経費4564万8000円は114万5000円の増、11節役務費、93ページの傷害保険料2万5000円は皆増で町職員が実施するおやこ教室の傷害保険料、17節備品購入費、事業用備品購入11万円も皆増でおやこ教室用ビデオカメラを購入するもの、19節扶助費、障がい児給付費4226万4000円は見込み計上によるものです。

地域生活支援事業に要する経費2576万7000円は76万4000円の減、12節委託料、地域活動支援センター運営事業委託料1532万円は8万6000円の増で事業費調の13のとおりです。

95ページのその他障がい者福祉に要する経費702万9000円は368万8000円の増、12節委託料、障がい者福祉計画策定委託料363万円は皆増で第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画を策定するものです。

96ページの3目高齢者福祉費2億9408万3000円は2337万2000円の増、在宅福祉に要する経費3218万1000円は547万3000円の増、12節委託料、高齢者在宅生活支援事業委託料2012万5000円は486万5000円の増で社会福祉協議会への事業委託や高齢者事業団への除雪サービス委託など、19節扶助費、高齢者バス等利用料支給627万円は42万円の増で事業費調の14のとおりです。

高齢者生きがい対策に要する経費512万8000円は6万6000円の減、老人福祉施設措置に要する経費1440万円は実績見込みで240万円の増です。

99ページの浜中福祉会に要する経費7332万4000円は298万3000円の増、

12節委託料、経営診断委託料66万円は皆増で特別養護老人ホーム野いちごの経営診断料、18節負担金、補助及び交付金、浜中福祉会補助5190万1000円は280万5000円の増で事業費調の15のとおり、デイサービス事業補助1799万5000円は68万4000円の増で事業費調の16のとおり、居宅介護支援事業補助276万8000円は116万6000円の減で事業費調の17のとおりです。

その他高齢者福祉に要する経費18万8000円は前年度同額、後期高齢者医療特別会計繰出金2970万9000円は461万7000円の増、後期高齢者医療に要する経費6246万1000円は860万5000円の増、介護保険特別対策に要する経費61万2000円は27万6000円の増、101ページの介護保険特別会計繰出金7608万円は91万6000円の減です。

4目ケアプラン事業費138万9000円はケアプラン事業に要する経費で20万4000円の増、17節備品購入費、車両購入年賦金70万6000円は67万9000円の増で令和7年度に購入した公用車の年賦金です。

4目ひとり親家庭等対策費246万2000円はひとり親家庭等医療に要する経費で67万7000円の減です。

6目子ども対策費2153万円は子ども医療に要する経費で、103ページの19節扶助費、子ども医療費扶助費2028万円は79万2000円の増で事業費調の18のとおりです。

○議長（落合俊雄君） ただいま議案第24号補足説明中ではありますが、この際、暫時休憩します。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、議案第24号の補足説明を続けます。

企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、予算書の歳出の説明から続けさせていただきます。

102ページの2項児童福祉費1目児童福祉総務費1億6924万7000円は6060万円の減、放課後児童クラブに要する経費1399万8000円は422万3000円の増、1節報酬、会計年度任用職員報酬892万6000円から3節職員手当等、会計年度任用職員勤勉手当129万6000円までは、職員数を2名から1名増員し、3名を任用するもの、12節委託料、業務補助委託料106万2000円は3万円の減で小学校から児童クラブへの移送550回分の見込み計上です。

105ページの子育て支援センターに要する経費20万3000円は8000円の減、17節備品購入費、施設用備品購入2万6000円は皆増で霧多布子育て支援センターに授乳用パーティション2枚を購入するものです。

常設保育所に要する経費7634万5000円は5909万5000円の減、107ページの12節委託料、施設管理清掃委託料362万7000円は9万2000円の増で茶内保育所の清掃委託、14節工事請負費、保育所改修工事270万円は6120万円の減で事業費調の19のとおり、17節備品購入費、施設用備品購入47万4000円は169万7000円の減で霧多布保育所の卓上デジタルアンプやメッシュテントの購入などによるものです。

109ページのへき地保育所に要する経費1763万3000円は51万3000円の減、10節需用費、修繕料9万円は41万3000円の減で小破修繕分を見込み計上、111ページの17節備品購入費、施設用備品購入39万円は1万5000円の減で散布保育所と浜中保育所の電子ピアノ購入などによるものです。

保育所給食に要する経費4717万7000円は151万8000円の増、10節需用費、賄材料費1164万円は59万8000円の増で見込み計上、113ページの13節使用料及び賃借料、施設用備品借上料33万1000円は17万5000円の増で霧多布保育所厨房のテーブル冷蔵庫と消毒保管庫の借上料、18節負担金、補助及び交付金、研修等負担金1万6000円は皆増で食品衛生責任者養成講習2名分によるものです。

その他保育に要する経費579万8000円は92万5000円の増、18節負担金、補助及び交付金、施設型給付費1万円は116万6000円の減で科目設定、保育所等給食費助成金183万6000円は75万6000円の増で見込み計上、20節貸付金、福祉職修学資金貸付金288万円は96万円の増で事業費調の20のとおりです。

子ども家庭総合支援拠点に要する経費382万6000円は25万1000円の増、115ページのその他児童福祉に要する経費97万円は769万8000円の減です。

117ページの妊婦のための支援給付金に要する経費329万7000円は20万3000円の減、18節負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金29万7000円は皆増で健康支援システム、健康カルテの改修費用、妊婦のための支援給付金300万円は50万円の減で、妊娠分と出産分を各5万円とし、30名分で計上するものです。

2目児童手当費1億112万円は児童手当に要する経費で1228万5000円の減です。

3項1目災害救助費50万3000円は災害救助に要する経費で前年度同額です。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費2億7013万5000円は2763万6000円の減、広域救急医療対策に要する経費2341万3000円は17万円の増、7節報償費、講師謝金5万円は皆増で地域医療講演会講師謝金、10節需用費、消耗品費15万8000円は11万4000円の増で命のバトンのマグネットやラベルを購入するもの、119ページの18節負担金、補助及び交付金、厚岸郡広域救急医療体制負担金1992万9000円は前年度同額で事業費調の21のとおりです。

その他保健衛生に要する経費106万1000円は前年度同額、浜中診療所特別会計繰

出金 2 億 1 1 3 7 万 1 0 0 0 円は 3 4 0 万 2 0 0 0 円の減、水道事業会計繰出金 3 4 2 9 万円は 2 4 4 0 万 4 0 0 0 円の減です。

2 目健康促進特別対策費 2 8 9 4 万 7 0 0 0 円は 1 6 1 万 2 0 0 0 円の減、成人保健に要する経費 9 2 7 万 7 0 0 0 円は 2 9 万 8 0 0 0 円の減、1 2 1 ページの 1 2 節委託料、検診等委託料 7 2 4 万 1 0 0 0 円は 9 5 万 8 0 0 0 円の減で見込み計上、1 8 節負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金 9 6 万 8 0 0 0 円は 6 1 万 6 0 0 0 円の増で健康カルテシステムの改修費用です。

母子保健に要する経費 1 9 6 7 万円は 1 3 1 万 4 0 0 0 円の減、1 節報酬、会計年度任用職員報酬 2 8 1 万 5 0 0 0 円は、職員 1 名にパートタイム保健師の報酬を加え、7 0 万 9 0 0 0 円の増、8 節旅費、費用弁償 9 万 5 0 0 0 円は皆増でパートタイム保健師任用によるもの、1 2 3 ページの 1 2 節委託料、検診等委託料 1 0 3 2 万円は 1 6 2 万円の減で見込み計上、1 7 節備品購入費、事業用備品購入 1 2 万 2 0 0 0 円は 5 万 3 0 0 0 円の増で乳児用体重計の購入など、1 9 節扶助費、検診等助成 2 9 5 万 4 0 0 0 円は 1 4 万 4 0 0 0 円の減で事業費調の 2 2 のとおりです。

3 目予防費 2 3 4 8 万 7 0 0 0 円は 8 1 1 万 7 0 0 0 円の減、狂犬病予防に要する経費 2 0 5 万 9 0 0 0 円は 3 8 万 4 0 0 0 円の減、1 2 5 ページの 1 8 節負担金、補助及び交付金、犬猫避妊去勢手術補助 9 5 万円は 5 8 万円の減で事業費調の 2 3 のとおり、野犬野良猫保護対策事業補助 7 4 万 6 0 0 0 円は 4 9 万円の増で事業費調の 2 4 のとおりです。

感染症対策に要する経費 2 0 3 6 万 5 0 0 0 円は 7 8 8 万 3 0 0 0 円の減、1 2 節委託料、予防接種委託料 1 7 8 4 万 3 0 0 0 円は、実績見込みにより、8 0 4 万 9 0 0 0 円の減です。

疾病予防事業に要する経費 1 0 6 万 3 0 0 0 円は 1 5 万円の増、1 2 節委託料、1 2 7 ページの検診等委託料は 7 5 歳以上の方の健診に係るものです。

4 目環境衛生費 4 8 8 万 1 0 0 0 円は 2 0 3 万 7 0 0 0 円の減、斎場管理に要する経費 2 5 7 万 7 0 0 0 円は 2 1 9 万 6 0 0 0 円の減、1 0 節需用費、修繕料 1 1 0 万円は 1 8 9 万 1 0 0 0 円の減で、火葬炉バーナーの部品交換と霊台車の耐火物の張り替えによるものです。

墓地管理に要する経費 1 9 2 万 4 0 0 0 円は 4 6 万 7 0 0 0 円の増、1 0 節需用費、修繕料 8 3 万 2 0 0 0 円は 5 8 万 3 0 0 0 円の増で火散布共同墓地道路の改修によるものです。

その他環境衛生に要する経費 3 8 万円は 3 0 万 8 0 0 0 円の減です。

1 2 8 ページの 5 目診療所費 8 9 6 万 5 0 0 0 円は 8 1 万 6 0 0 0 円の減、歯科診療所管理に要する経費 8 9 1 万 7 0 0 0 円は 6 4 万 1 0 0 0 円の増、1 0 節需用費、修繕料 3 7 万 3 0 0 0 円は 1 7 万円の増で茶内歯科診療所屋外排水管補修や浜中歯科診療所誘導灯の修繕などによるもの、1 3 1 ページの基金積立金 4 万 8 0 0 0 円は、医師処遇改善準備基金積立てを休止することで 1 4 5 万 7 0 0 0 円の減です。

6目地域水道費1億4545万7000円は191万8000円の減、地域水道管理に要する経費1488万8000円は244万9000円の減、10節需用費、修繕料100万円は72万3000円の減で漏水修理を見込み計上、133ページの17節備品購入費、施設用備品購入93万7000円は56万円の増で農業用水道メーター器20基を購入、22節償還金、利子及び割引料、過誤納還付金及び返還金1000円は設計審査手数料で科目設定によるものです。

かんがい排水事業用水施設管理に要する経費1億3056万6000円は53万1000円の増、10節需用費、修繕料1526万1000円は262万8000円の減で西円朱別新浄水場送水ポンプの分解修理など、薬品費3362万5000円は活性炭の必要数量の増加などを見込んで367万4000円の増です。

134ページの7目環境政策費79万2000円は環境政策に要する経費で20万7000円の減、2項清掃費1目清掃総務費1785万8000円は127万3000円の増です。

ごみ減量化対策に要する経費368万円は17万4000円の減、18節負担金、補助及び交付金、資源物リサイクル活動奨励交付金202万9000円は21万8000円の減で見込み計上によるものです。

その他清掃に要する経費1417万8000円は144万7000円の増、137ページの12節委託料、有害物質処理委託料373万5000円は皆増で、PCBが含まれる変圧器10基とコンデンサー1基の運搬処理費用です。

2目じん芥処理費2億8850万4000円は1億2389万1000円の増、じん芥処理に要する経費2億7411万1000円は1億2330万2000円の増、10節需用費、修繕料340万2000円は20万8000円の減でじん芥収集車車両の車検整備代、139ページの12節委託料、じん芥処理委託料9769万1000円は、人件費増加などに伴い、793万1000円の増、可燃ごみ焼却委託料5136万7000円は23万3000円の増で事業費調の25のとおり、13節使用料及び賃借料、自動車借上料12万円は皆増で廃船処理で使用するバックホーの運搬用トレーダー借上料、14節工事請負費、施設改修工事311万3000円は皆増で清掃車両車庫の下水道接続工事、18節負担金、補助及び交付金、根室市じん芥焼却場建設事業負担金1億1359万7000円は1億983万7000円の増で事業費調の26のとおりです。

最終処分場管理に要する経費1295万6000円は59万3000円の増、141ページの12節委託料、建物附属設備保守管理委託料14万3000円は皆増で隔年で行うトラックスケールの保守点検、施設運転管理委託料418万7000円は、人件費増加により、63万2000円の増です。

リサイクルセンター管理に要する経費143万7000円は4000円の減です。

3目し尿処理費6541万5000円は360万1000円の減、し尿処理に要する経費2595万7000円は473万9000円の減、143ページの12節委託料、し尿

処理委託料 2411万2000円は人件費増加により30万8000円の増、18節負担金、補助及び交付金、合併処理浄化槽設置事業補助95万円は465万円の減で1件分の計上によるものです。

衛生センター管理に要する経費3945万8000円は113万8000円の増、10節需用費、修繕料565万8000円は121万円の減で3年に一度行う前処理遠心分離器の補修など、12節委託料、施設運転管理委託料2300万1000円は、人件費増加により、319万円の増です。

5款農林水産業費、144ページの1項農業費1目農業委員会費1598万3000円は131万9000円の減、農業委員会委員に要する経費936万3000円は115万7000円の減です。

農業者年金事務に要する経費21万4000円は2万2000円の増です。

農業委員会事務局に要する経費640万6000円は18万4000円の減、147ページの12節委託料、システム保守委託料11万円は前年度同額で農地地図情報システムの保守を行うものです。

2目農業総務費487万7000円は農業行政に要する経費で75万8000円の減、149ページの10節需用費、修繕料10万9000円は皆増で公用車の車検費用です。

3目農業振興費2億2563万9000円は909万1000円の減、農業振興に要する経費238万1000円は31万2000円の減、151ページの17節備品購入費、事務用機器購入17万9000円は皆増で、GIS情報確認用のパソコンを購入するものです。

中山間地域等直接支払事業に要する経費1億3610万円は473万4000円の減、18節負担金、補助及び交付金、中山間地域等直接支払交付金で事業費調の27のとおりです。

農業後継者対策に要する経費420万円は360万円の減で、18節負担金、補助及び交付金、153ページの後継者就業交付金で事業費調の28のとおりです。

新規就農者誘致育成に要する経費5226万8000円は309万3000円の減、18節負担金、補助及び交付金、新規就農者誘致事業補助3833万円は479万8000円の減で事業費調の29のとおり、農業経営技術研修受入事業助成540万円は235万円の増で9名分を計上、農業次世代人材投資事業補助150万円は150万円の減で1件分の計上によるものです。

農業制度資金利子補給に要する経費188万4000円は50万1000円の減、基金積立金24万3000円は3万9000円の増、下水道事業会計繰出金2856万3000円は311万円の増です。

154ページの4目畜産業費352万4000円は299万1000円の減、産業振興資金貸付に要する経費313万円は300万円の減、20節貸付料、産業振興資金貸付金300万円は、家畜5頭分を計上し、300万円の減です。

家畜防疫対策に要する経費 39万4000円は9000円の増です。

5目農地費 1億4780万6000円は2116万1000円の増です。

農業基盤整備に要する経費 1億3656万9000円は2116万1000円の増、12節委託料、公社営草地整備事業委託料 5732万8000円は1146万5000円の減で事業費調の30のとおり、18節負担金、補助及び交付金、157ページの浜中姉別地区道営農道整備事業負担金 7861万5000円は3249万円の増で事業費調の31のとおりです。

国営土地改良施設管理に要する経費 1123万7000円は前年度同額です。

2項林業費 1目林業総務費 9817万円は5116万円の増です。

町有林管理に要する経費 351万7000円は189万7000円の増、12節委託料、町有林管理委託料 252万9000円は、榊町地区危険木処理委託などにより、196万8000円の増です。

町有林整備事業に要する経費 3565万円は179万円の増、159ページの12節委託料、造林事業委託料 3430万4000円は、人工造林10ヘクタールなど、161万円の増です。

林道に要する経費 5900万3000円は4747万3000円の増、12節委託料、林業専用道測量設計委託料 860万2000円は皆増で新規開設する幌戸北線の設計費、支障木伐採委託料 214万4000円も皆増で同じく幌戸北線の伐開委託料、14節工事請負費、林業専用道開設工事 4199万8000円は皆増で事業費調の32のとおり、林道補修工事 480万4000円は25万6000円の増で事業費調の33のとおりです。

2目林業振興費 3886万6000円は801万円の増です。

林業振興に要する経費 549万4000円は308万1000円の増、12節委託料、誕生祝品製作委託料 46万2000円は19万8000円の減で事業費調の34のとおり、18節負担金、補助及び交付金、161ページの私有林整備事業補助 273万円は皆増で事業費調の35のとおりです。

植樹祭に要する経費 236万円は211万円の増、14節工事請負費、防風柵造成工事 156万円2000円は皆増で湯沸地区植樹場所に防風柵を設置するもの、15節原材料、事業用原材料 48万9000円も皆増で防風柵造成に係る資材一式によるものです。

有害鳥獣被害対策に要する経費 2532万8000円は254万1000円の増、10節需用費、163ページの消耗品費 64万円は、ハンターのヘルメットやビブスなど、緊急銃猟対応用品の購入などにより29万6000円の増、12節委託料、有害鳥獣駆除委託料 1998万1000円は120万円の増で事業調べの36のとおり、17節備品購入費、事業用備品購入 15万6000円は皆増でトレイルカメラを購入するもの、18節負担金、補助及び交付金、資料免許等取得助成金 76万円は4万円の増で事業費調の37のとおりです。

生物多様性の保全に要する経費 566万5000円は26万1000円の増、165ペ

ージの12節委託料、造林事業委託料496万1000円は、人件費や面積の増などにより、53万9000円の増、基金積立金1万9000円は1万7000円の増です。

3項水産業費1目水産業総務費597万1000円は、水産行政に要する経費で471万1000円の増、18節負担金、補助及び交付金、167ページの漁業振興設備等整備事業補助460万円は皆増で散布漁協が行うリーファーコンテナ購入に対するものです。

2目水産振興費9126万5000円は1505万8000円の減、水産振興に要する経費571万2000円は1621万5000円の減、10節需用費、修繕料347万円は3万7000円の増で新川航路と琵琶瀬瀬戸航路の掘削、169ページの水産物付加価値向上事業補助50万円は浜中漁協が行う物産展などに対するもので25万円の増、産業振興奨励補助20万円は148万7000円の減で浜中水産物振興協会が行うGIシールの作成に対するものです。

産業振興資金貸付に要する経費5万7000円は前年度同額です。

漁業後継者対策に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、後継者就業交付金60万円は前年度同額で事業費調の38のとおりです。

育てる漁業に要する経費3558万3000円は151万4000円の減、18節負担金、補助及び交付金、漁場生産力・水産多面的機能強化対策支援事業負担金980万4000円は870万円の増で事業費調の39のとおり、産業振興奨励補助1186万5000円は473万1000円の増で事業費調の40のとおり、171ページの水産振興対策事業補助1320万円は前年度同額で事業費調の41のとおりです。

漁業制度資金利子補給に要する経費279万1000円は84万7000円の増、下水道事業会計繰出金3829万3000円は159万7000円の増、基金積立金822万9000円は22万7000円の増です。

3目漁港費8179万6000円は漁港整備に要する経費で3474万5000円の減、11節役務費、手数料14万円は皆増で浜中・散布両漁協へ漁港利用の状況把握管理を依頼するもの、18節負担金、補助及び交付金、173ページの漁港工事地元負担金7926万7000円は3101万7000円の減で事業費調の42のとおりです。

4目防潮堤付帯施設受託管理費2154万5000円は229万5000円の減です。

防災ステーション管理に要する経費2039万円は232万1000円の減、10節需用費修繕料273万4000円は309万3000円の減で陸開3か所の発電機用蓄電池の交換などによるものです。

防潮堤付帯施設管理に要する経費115万5000円は2万6000円の増です。

6款商工費、174ページの1項商工費1目商工総務費2057万9000円は商工行政に要する経費で145万9000円の増、18節負担金、補助及び交付金、浜中町商工会補助2051万9000円は145万9000円の増で事業費調の43のとおりです。

2目商工振興費6653万3000円は290万9000円の減です。

商工振興に要する経費2194万2000円は197万1000円の減、18節負担金、

補助及び交付金、地域経済活性化促進奨励補助365万2000円は14万8000円の減で事業費調の44のとおり、177ページの産業振興奨励補助230万円は20万円の減で事業費調の45のとおり、創業支援事業補助200万円は300万円の減で事業費調の46のとおり、小規模事業継続支援補助550万円は前年度同額で事業費調の47のとおり、浜中町・与那原町商工会青年部交流事業記念事業補助200万円は皆増で事業費調の48のとおりです。

産業振興資金貸付に要する経費3万9000円は100万円の減、商工業後継者対策に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、後継者就業交付金60万円は前年度同額で事業費調の49のとおりです。

中小企業特別融資に要する経費4340万円は前年度同額です。

消費生活に要する経費55万2000円は6万2000円の増です。

178ページの3目観光費9236万2000円は195万1000円の減、観光振興に要する経費2405万3000円は221万4000円の減、12節委託料、地域おこし協力隊業務委託料1618万7000円は6000円の減で事業費調の50のとおり、18節負担金、補助及び交付金、181ページの浜中町観光協会補助500万円は、観光協会ホームページのリニューアル費用を含め、200万円の増です。

霧多布湿原に要する経費4100万3000円は283万1000円の増、10節需用費、修繕料30万円は緊急修繕対応分として5万2000円の減、17節備品購入費、施設用備品購入288万3000円は皆増で展望ホールのエアコン2台の設置とプロジェクター1台を購入、18節負担金、補助及び交付金、霧多布湿原センター管理運営負担金3713万9000円は前年度同額で事業費調の51のとおりです。

183ページの観光施設に要する経費1823万6000円は164万4000円の減、10節需用費、修繕料83万円は132万2000円の減でキャンプ場トイレ小便器の修繕と緊急修繕対応分、12節委託料、看板作成等委託料29万1000円は皆増でドローン飛行禁止啓発看板を作成するもの、14節工事請負費、観光施設改修工事199万9000円は皆増で事業費調の52のとおりです。

ルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費907万円は92万4000円の減、185ページの18節負担金、補助及び交付金、ルパン三世地域活性化プロジェクト事業補助800万円は96万円の減で事業費調の53のとおりです。

4目中山間活性化施設費1673万9000円は中山間活性化施設管理に要する経費で171万1000円の減、10節需用費、消耗品費123万1000円は、肥料など、芝生管理に係るものなどを加え、78万1000円の増、修繕料82万4000円は11万6000円の減で草刈り機や除雪機の補修などを見込み計上、187ページの17節備品購入費、施設用備品購入21万7000円は13万4000円の減でミートミンサーと攪拌機を購入するものです。

5目労働総務費14万7000円は労働行政に要する経費で1万円の増です。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費262万1000円は3万7000円の減、土木行政に要する経費14万円は1万5000円の減です。

189ページの地籍管理に要する経費248万1000円は2万2000円の減です。

2目建築総務費1740万円7000円は建築行政に要する経費で422万4000円の減、18節負担金、補助及び交付金、安心住まいる促進事業助成金400万円は100万円の減で事業費調の54のとおり、民間賃貸住宅等建設促進助成金1200万円は前年度同額で事業費調の55のとおりです。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費2億4831万4000円は318万4000円の減です。

町道管理に要する経費2億3599万8000円は331万9000円の減、191ページの12節委託料、町道維持業務委託料6000万円は前年度同額で事業費調の56のとおり、町道除雪業務委託料4000万円も前年度同額で事業費調の57のとおり、橋りょう点検委託料1780万円は皆増で、町内56橋のうち、26橋について点検を行うもの、14節工事請負費、町道補修工事7200万円は120万円の減で事業費調の58のとおり、橋りょう補修工事3980万円は430万円の減で事業費調の59のとおり、17節備品購入費、事業用備品購入12万円は皆増で高枝用チェーンソーを購入するものです。

町有建設車両に要する経費1231万6000円は13万5000円の増です。

192ページの3項河川費1目河川総務費107万8000円は河川管理に要する経費で1万3000円の増です。

4項1目港湾費2328万3000円は284万2000円の減です。

港湾整備に要する経費1971万6000円は227万2000円の減、10節需用費、修繕料581万9000円は42万1000円の減で霧多布港マイナス2メートル泊地のしゅんせつや船巻き上げ装置滑車の更新など、12節委託料、195ページの橋りょう点検委託料342万2000円は皆増で潮路橋の定期点検によるものです。

海岸整備に要する経費356万7000円は57万円の減、16節公有財産購入費、土地購入で霧多布港海岸防潮堤底地を購入するものです。

5項住宅費1目住宅管理費582万8000円は町営住宅管理に要する経費で113万8000円の減、10節需用費、修繕料261万円は59万3000円の減で内装などの修繕について見込み計上、197ページの17節備品購入費、町営住宅用備品購入55万円は15万円の減でボイラーや風呂釜などの交換対応費用です。

2目住宅建設費1549万6000円は町営住宅整備に要する経費で2億1290万4000円の減、14節工事請負費、建物解体工事1450万円は皆増で事業費調の60のとおりです。

6項1目下水道費1億5490万8000円は下水道事業会計繰出金で70万7000円の減です。

8款1項1目消防費3億4871万8000円は6893万8000円の減です。

釧路東部消防組合に要する経費3億4746万円は6939万6000円の減、18節負担金、補助及び交付金、釧路東部消防組合本部負担金2296万1000円は26万7000円の増、釧路東部消防組合浜中消防署負担金3億2449万9000円は事業費調の61を含んで6966万3000円の減です。

救急救命対策に要する経費125万8000円は45万8000円の増、10節需用費、消耗品費76万円は43万6000円の増でAEDの使い捨てパッドを68組購入するもの、199ページの17節備品購入費、医療機器購入42万4000円は前年度同額で地域活動支援センター用AEDの更新によるものです。

2目災害対策費1億3187万6000円は4億5565万9000円の減です。

災害対策に要する経費1億2545万2000円は4億5555万円の減、10節需用費、消耗品費453万9000円は各避難場所の備蓄品の更新と仲の浜地区及び新川西地区の津波避難タワー分も含んで41万2000円の増、201ページ、14節工事請負費、庁舎改修工事1089万円は皆増で事業費調の62のとおり、避難施設整備工事1億281万1000円は4億5245万9000円の減で事業費調の63のとおり、17節備品購入費、防災用備品購入321万1000円は仲の浜及び新川西地区の津波避難タワーのLPガス容器や火散布避難所簡易トイレなどの購入で245万8000円の増です。

防災行政無線に要する経費642万4000円は10万4000円の減、17節備品購入費、防災用備品購入198万円は6万6000円の増で戸別受信機30台を見込み計上するものです。

9款教育費、202ページの1項教育総務費1目教育委員会費291万1000円は教育委員会委員に要する経費で前年度同額です。

2目事務局費2436万9000円は46万円の増です。

教育委員会事務局に要する経費1531万3000円は117万6000円の増、205ページの育英事業奨学資金給付に要する経費201万2000円は6万6000円の減、7節報償費、育英事業奨学資金給付金で198万円は見込み計上、基金積立金50万円は前年度同額です。

教育活動支援に要する経費654万4000円は65万円の減です。

206ページの3目教育振興費7183万2000円は87万7000円の増、学校用バスに要する経費7183万2000円は87万7000円の増、12節委託料、学校用バス運行委託料6182万円は、内陸3路線のバスの営業ナンバー返却により、869万3000円の減で事業費調の64のとおり、13節使用料及び賃借料、自動車借上料132万円は皆増で、営業ナンバーを返却したバス3台のうち、1台について借り上げるもの、209ページの17節備品購入費、学校用バス購入825万円は皆増で、同じく営業ナンバーを返却したバス3台のうち、2台を購入するものです。

2項小学校費1目学校管理費1億8761万4000円は7846万6000円の増で

す。

小学校管理に要する経費 3 6 1 3 万 8 0 0 0 円は、小学校の施設維持管理経費を新たに設定する小学校施設管理に要する経費に移した上で 7 3 0 1 万円の減で、この事業は小学校の児童と教職員に係る経費の計上となります。

1 0 節需用費、修繕料 1 6 6 万 9 0 0 0 円は 1 4 6 万 4 0 0 0 円の減で、教員住宅修繕料のほか、霧多布小学校及び散布小学校の通信ネットワーク修繕、2 1 1 ページの 1 7 節備品購入費、校用備品購入 1 6 5 万 5 0 0 0 円は 2 3 2 0 万 5 0 0 0 円の減で児童用机・椅子 1 4 組や G I G A 端末投影モニター 3 1 台の購入などによるものです。

小学校施設管理に要する経費は、学校施設維持管理分として新設し、1 億 5 1 4 7 万 6 0 0 0 円、1 0 節需用費、修繕料 2 1 5 万 5 0 0 0 円は、霧多布小学校ブランコ修繕や茶内小学校の誘導灯修繕などを含め、見込み計上、2 1 3 ページの 1 4 節工事請負費、小学校改修工事 1 億 7 5 5 万 8 0 0 0 円は事業費調の 6 5 のとおり、1 7 節備品購入費、施設用備品購入 3 7 万円は茶内小学校の家庭科室ガスコンロや散布小学校の理科室カーテンの購入などによるものです。

2 目教育振興費 2 4 4 6 万 7 0 0 0 円は教育振興に要する経費で 1 8 3 万 5 0 0 0 円の増、2 1 5 ページの 7 節報償費、スクールカウンセラー報償 7 7 万 6 0 0 0 円は 6 万 6 0 0 0 円の増で 5 5 回分を計上するものです。

3 項中学校費 1 目学校管理費 5 0 5 2 万 6 0 0 0 円は 1 4 2 4 万 3 0 0 0 円の減です。

中学校管理に要する経費 2 7 6 9 万円は、小学校と同様に中学校の施設維持管理経費を新設する中学校施設管理に要する経費に移した上で 3 7 0 7 万 9 0 0 0 円の減で、この事業は中学校生徒と教職員に係る経費の計上となります。

2 1 7 ページの 1 0 節需用費、修繕料 8 0 万円は 2 4 3 万 8 0 0 0 円の減で教員住宅修繕について見込み計上、2 1 9 ページの 1 7 節備品購入費、校用備品購入費 1 7 3 万 7 0 0 0 円は 1 2 3 5 万 9 0 0 0 円の減で G I G A 端末用通信モニター 1 9 台や茶内中学校職員室のネットワーク用ハードディスクの購入などによるものです。

中学校施設管理に要する経費は、学校施設維持管理分として新設し、2 2 8 3 万 6 0 0 0 円、1 0 節需用費、修繕料 1 2 0 万円は学校施設修繕分として見込み計上、2 2 1 ページの 1 7 節備品購入費、施設用備品購入 3 2 万 3 0 0 0 円は浜中中学校音楽室カーテンやグラウンドならしなどを購入するものです。

2 目教育振興費 2 0 7 2 万 6 0 0 0 円は 4 1 8 万 4 0 0 0 円の減、教育振興に要する経費 1 5 7 8 万円は 4 3 3 万 2 0 0 0 円の減、7 節報償費、スクールカウンセラー報償 9 1 万 7 0 0 0 円は 7 万 8 0 0 0 円の増で 6 5 回分を計上するものです。

2 2 3 ページの外国語指導助手に要する経費 4 9 4 万 6 0 0 0 円は 1 4 万 8 0 0 0 円の増です。

2 2 4 ページの 4 項高等学校費 1 目高等学校総務費 3 1 2 2 万 7 0 0 0 円は高校管理に要する経費で 2 5 4 万 4 0 0 0 円の減、1 0 節需用費、2 2 7 ページの修繕料 1 0 6 万 1

000円は1万6000円の増で校舎内外の補修や公用車車検整備などを見込み計上、12節委託料、システム保守委託料75万9000円は、情報処理室用パソコンの保守月額料金アップにより、29万7000円の増、17節備品購入費、校用備品購入11万4000円は18万3000円の減で脚立と穴空けパンチの購入によるものです。

228ページの、2目教育振興費2220万1000円は801万5000円の減、教育振興に要する経費1379万6000円は444万7000円の減、10節需用費、教材費125万8000円は89万円の追加で教員用指導書の改訂などによるもの、231ページの18節負担金、補助及び交付金、海外交流派遣負担金260万4000円は358万8000円の減で事業費調の66のとおり、国内施設研修負担金232万2000円は16万7000円の増で事業費調の67のとおり、地域みらい留学事業負担金154万9000円は9000円の減で事業費調の68のとおり、生徒スキルアップ補助60万3000円は56万9000円の減で事業費調の69のとおりです。

学校用バスに要する経費840万5000円は348万円の減、12節委託料、学校用バス運行委託料259万9000円は344万3000円の減で事業費調の70のとおりです。

232ページの5項社会教育費1目社会教育総務費267万円は社会教育事業に要する経費で6000円の増です。

2目社会教育振興費526万3000円は13万8000円の減です。

社会教育振興に要する経費198万5000円は11万8000円の減、235ページの青少年教育に要する経費327万8000円は2万円の減、18節負担金、補助及び交付金、少年少女国内派遣事業負担金200万円は前年度同額で事業費調の71のとおりです。

3目文化財保護費34万8000円は文化財等に要する経費で7万6000円の減、237ページの12節委託料、エトピリカ保護増殖事業委託料8万8000円は3000円の増で55時間分を計上するものです。

4目総合文化センター費3462万1000円は14万7000円の減です。

総合文化センター管理に要する経費2940万円は1万8000円の増、239ページの12節委託料、建物附属設備保守管理委託料49万3000円は34万5000円の増で隔年で行う舞台つり物装置の保守点検、17節備品購入費、施設用備品購入16万5000円は143万円の減でキッズコーナーの木工作品の購入などによるものです。

241ページの図書室事業に要する経費522万1000円は16万5000円の減、17節備品購入費、図書購入150万円は茶内の農業者トレーニングセンター内プレイルーム分の図書も含めて15万円の増です。

5目地域文化施設費17万1000円は地域文化館管理に要する経費で5000円の増です。

6項保健体育費1目保健体育総務費2007万3000円はスポーツ振興に要する経費

で360万2000円の増、243ページの12節委託料、スポーツ活動車両運行委託料150万円は、自動車借上料での計上から運行委託料に変更し、見込みで計上、地域おこし協力隊業務委託料546万7000円は皆増で事業費調の72のとおりです。

244ページの2目社会体育施設費7113万4000円は864万1000円の増、大規模運動公園管理に要する経費4462万円は48万8000円の減、10節需用費、修繕料198万8000円は116万5000円の減で総合体育館の誘導灯やアリーナ床鳴り補修など、247ページの12節委託料、有害物質処理委託料24万2000円は皆増でPCB含有の変圧器4基とコンデンサー1基を町の一時保管施設まで運搬するもの、17節備品購入費、施設用備品購入27万8000円は皆増で総合体育館トレーニング室のベンチプレスセーフティースタンドとイベント用ポータブルスピーカーを購入するものです。

農業者トレーニングセンター管理に要する経費748万3000円は147万6000円の増、10節需用費、修繕料25万4000円は12万1000円の減で浄化槽蓋補修など、249ページ、12節委託料、施設管理清掃委託料313万1000円は、平日日中の管理及び清掃委託を加え、176万3000円の増、すくらむ21管理に要する経費687万2000円は174万7000円の増、10節需用費、修繕料63万6000円は58万6000円の増ですくらむ21のガラス入替えなどによるものです。

町民パークゴルフ場管理に要する経費979万6000円は623万5000円の増、251ページ、17節備品購入費、施設用備品購入588万5000円は578万9000円の増で事業費調の73のとおりです。

その他体育施設管理に要する経費236万3000円は28万3000円の減、10節需用費、修繕料31万5000円は5万5000円の増で茶内スケートリンク製氷作業車の整備代などを見込み計上するものです。

3目給食センター費1億3749万9000円は給食センターに要する経費で571万6000円の増、253ページの10節需用費、修繕料145万8000円は178万8000円の減で外調機ファンの軸受交換や緊急対応修繕などを見込み計上、賄材料費3906万円は401万4000円の増で事業費調の74のとおり、12節委託料、給食調理業務委託料5377万9000円は、人件費上昇などにより、259万8000円の増、255ページ、17節備品購入費、備品購入年賦金5万1000円は皆増で北海道市町村備荒資金組合との契約で購入するスチームコンベクションオーブンの年賦金です。

10款1項公債費1目元金11億4579万4000円は地方債償還元金で3484万8000円の増、2目利子7868万円は地方債償還利子で1713万7000円の増、3目公債諸費1000円は地方債償還手数料で前年度同額です。

11款給与費1項給与費、256ページの1目給与費13億8892万7000円は、給与費、2節給料、特別職、一般職、教員、再任用、会計年度任用職員に係る人件費で2686万9000円の増であります。

260ページをお願いします。

12款1項1目予備費500万円は前年度同額です。

歳出合計93億4077万5000円は4億6585万9000円の減となっております。

262ページから268ページの給与費明細書につきましては説明を省略させていただきます。

269ページをお願いします。

269ページと270ページの継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書につきましては273ページの合計欄で説明させていただきます。

273ページの債務負担行為の件数は全33件、限度額は6億9064万5000円、前年度末までの支払い見込額は1億9921万3000円で、当該年度以降の支出予定額は4億8566万2000円、当該年度支出予定額は7560万9000円であります。

275ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する調書につきましては合計欄でご説明いたします。

前々年度末現在高、令和6年度は131億4840万3000円、前年度末現在高見込額、令和7年度は120億3730万2000円、当該年度中増減見込みについて、当該年度中起債見込額は6億1020万円、当該年度中元金償還見込額は11億4579万4000円、当該年度末現在高見込額は115億170万8000円となり、令和7年度末見込額と比較して5億3559万4000円の減となります。

次に、歳入の説明となります。

初めに、議案関係資料の説明をいたしますので、資料の6ページをお願いいたします。

資料5の町税算定内訳について説明いたします。

1款町税1項町民税1目個人1節現年課税分3億1022万3000円は対前年度1844万円の増、個人均等割3000円の2833名掛ける収納率97%で824万4000円、個人所得割課税標準額52億18万6000円の6%掛ける収納率97%で2億9924万9000円、譲渡所得割課税標準額9384万4000円の3%掛ける収納率97%で273万円です。

2節滞納繰越分181万2000円は対前年度2万円の減です。

2目法人1節現年課税分3576万1000円は対前年度373万2000円の増、法人均等割1号から8号まで154法人1652万4000円の収納率97%で1602万8000円、法人税割標準税率相当分1453万1202円と超過相当分581万2487円の収納率97%で1973万3000円です。

2節滞納繰越分1000円は前年度滞納繰越分で科目設定となります。

2項1目固定資産税1節現年課税分4億6464万3000円は対前年度655万7000円の減、土地課税標準額3315万5300円、家屋課税標準額1億9922万98

00円、償却資産課税標準額2億3225万8000円です。

7ページの2節滞納繰越分253万4000円は対前年度15万1000円の減です。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金1節現年課税分31万8000円は対前年度3万3000円の減で3件分です。

3項軽自動車税1目種別割1節現年課税分2037万8000円は対前年度7万1000円の増、原動付自動車から軽自動車四輪まで、8ページですが、合計3585台、2100万9200円の97%で2037万8900円です。

2節滞納繰越分5万4000円は対前年度5000円の増です。

2目環境性能割1節現年課税分29万5000円は対前年度145万2000円の減、令和7年度末の環境性能割廃止に伴い、2か月分のみ見込み計上するものです。

4項1目町たばこ税1節現年課税分4785万8000円は対前年度173万1000円の減で実績見込み計上であります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

予算書の10ページをお願いいたします。

歳入、1款町税につきましては議案関係資料5のとおりでございます。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税1万円は科目設定、2項1目自動車重量譲与税9680万円の1000万円の増は令和7年度決算見込額を計上するものです。

3項1目森林環境譲与税966万8000円は33万4000円の減で見込み計上するものです。

3款1項1目利子割交付金20万円は前年同額で過去3か年の最少額を計上するものです。

12ページの4款1項1目配当割交付金240万円は前年同額で過去3か年の最少額で計上するものです。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金190万円も前年度同額で過去3か年の最少額で計上するものです。

6款1項1目法人事業税交付金1060万円は140万円の増で過去3か年の平均額を計上するものです。

7款1項1目地方消費税交付金1億4690万円は20万円の増で過去3か年の平均額を計上するものです。

8款1項1目環境性能割交付金1万円は科目設定です。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金30万円は前年度同額で令和7年度決算見込みで計上するものです。

10款1項1目地方特例交付金4560万円は4270万円の増で地方揮発油譲与税及び環境性能割廃止に伴う減収補填分を見込んで計上するものです。

2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1万円は科目設定です。

1 1 款 1 項、1 4 ページの 1 目地方交付税 3 7 億 5 0 0 0 万円は 4 5 0 0 万円の増で、普通交付税 3 4 億 3 5 0 0 万円は地財計画及び公債費の個別算定に基づき計上するものです。

なお、留保財源は 2. 5 %、8 8 0 9 万円としております。

特別交付税 2 億 7 0 0 0 万円は 2 0 0 0 万円の増で見込み計上するものです。

1 2 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金 6 0 万円は 1 0 万円の減で令和 7 年度決算見込額を計上するものです。

1 3 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目総務費負担金 1 1 0 万円は 2 0 万 4 0 0 0 円の減で、1 節総務費負担金、霧多布テレビ放送中継局電気料負担金から釧路東森林組合浜中支所電気料負担金までは歳出にそれぞれ負担割合を乗じて計上するものです。

2 目民生費負担金 7 3 6 万 1 0 0 0 円は 6 2 万 6 0 0 0 円の増で 1 節老人福祉費負担金 1 8 3 万 3 0 0 0 円は入所者費用徴収金で見込み計上、2 節児童福祉費負担金 5 5 2 万 8 0 0 0 円は常設保育所保育料現年度分から延長保育料までは見込み計上、子どもショートステイ負担金は歳出の 2 分の 1 を計上するものです。

3 目衛生費負担金 4 4 8 9 万 4 0 0 0 円は 5 5 7 万 1 0 0 0 円の増で、1 節地域水道費負担金、地域水道運営費負担金 1 7 9 万 6 0 0 0 円は水道事業から一般会計への負担分、かんがい排水事業運営費負担金 4 3 0 9 万 8 0 0 0 円は水道事業との案分による額を計上するものです。

4 目土木費負担金 1 万 2 0 0 0 円は 1 万 1 0 0 0 円の増で、1 節港湾費負担金、霧多布港電気料負担金は見込み計上するものです。

1 4 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目総務使用料 3 0 0 万 1 0 0 0 円は前年度同額で、1 節総務使用料、公の集会施設使用料及び町営バス使用料は見込み計上するものです。

2 目民生使用料 1 9 万 3 0 0 0 円は前年度同額、1 節児童福祉使用料、へき地保育所保育料現年度分は見込み計上、1 7 ページのへき地保育所保育料滞納繰越分は科目設定です。

3 目衛生使用料 7 5 万 1 0 0 0 円は 1 5 万 4 0 0 0 円の減で、1 節保健衛生使用料、墓地使用料は 1 件分、斎場使用料は 5 0 件分で見込み計上するものです。

4 目農林水産使用料 9 8 4 7 万 4 0 0 0 円は 1 0 6 万 6 0 0 0 円の減で、1 節農業使用料、農業用水使用料は家事用 3 2 6 戸、一般用 3 3 戸、農業用 2 0 0 戸などによるものです。

5 目商工使用料 1 9 4 万 8 0 0 0 円は 2 5 万 9 0 0 0 円の増で、1 節観光使用料 1 5 3 万 8 0 0 0 円はバンガロー使用料で 8 7 4 件で見込み計上、2 節中山間活性化使用料 4 1 万円は見込み計上するものです。

6 目土木使用料 4 7 5 5 万 4 0 0 0 円は 2 8 1 万 8 0 0 0 円の増で、1 節道路使用料 1 5 3 万円及び 2 節河川使用料 2 2 万円は見込み計上、3 節港湾使用料 6 0 4 万 6 0 0 0 円は用地使用料は 8 件分、物揚場岸壁使用料は 1 9 8 隻分、漁港捲揚施設使用料は 8 0 隻分、船揚場使用料は 5 0 隻分で計上、4 節住宅使用料 3 9 7 5 万 8 0 0 0 円は町営住宅使用料

現年度分は調定見込みの97%、滞納繰越分は調定見込みの5%で計上となります。

7目教育使用料735万9000円は49万7000円の減で、1節小学校使用料1000円及び2節中学校使用料1000円は科目設定、3節高等学校使用料690万円は高等学校授業料現年度分は58名分で計上、滞納繰越分は科目設定、4節社会教育使用料24万1000円は、総合文化センター使用料は見込み計上、地域文化館使用料は科目設定、5節保健体育使用料21万6000円は、農業者トレーニングセンター使用料及び総合体育館使用料は科目設定、町民パークゴルフ場使用料は見込み計上によるものです。

2項手数料1目総務手数料347万1000円は13万8000円の減で、戸籍手数料から19ページの臨時ナンバー手数料まで見込み計上、固定資産公簿閲覧手数料及び情報公開・個人情報保護開示手数料は科目設定によるものです。

2目民生手数料17万2000円は2万1000円の減で、1節社会福祉手数料、在宅生活支援手数料で見込み計上するものです。

3目衛生手数料3498万6000円は56万2000円の減で、1節保健衛生手数料31万2000円は、畜犬登録手数料は30頭分、畜犬登録鑑札再交付手数料は1件分、狂犬病予防注射済票交付手数料は400頭分、狂犬病予防注射済票再交付手数料は3件分を計上、2節清掃手数料3467万4000円はじん芥処理手数料及びし尿処理手数料で見込み計上するものです。

4目農林水産手数料6万8000円は前年度同額で、1節農業手数料6万7000円は現況証明手数料で30筆分、2節水産手数料1000円は船員法事務手数料で科目設定によるものです。

5目土木手数料18万円は前年度同額で、1節土木手数料、地籍調査事業成果交付手数料は見込み計上によるものです。

6目教育手数料23万5000円も前年度同額、1節高等学校手数料、入学料及び入学検定料は30人分で計上するものです。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金2億4197万3000円は572万6000円の減で、1節保険基盤安定負担金850万7000円、国民健康保険基盤安定負担金で保険者支援分と未就学児均等割分と産前産後保険税分の2分の1を計上、2節障がい者福祉費負担金1億3314万4000円、障がい者自立支援給付費等負担金は、障がい介護給付費などの事業費の2分の1、障がい児通所支援給付費等負担金は放課後デイサービスなどの事業費の2分の1で計上、3節介護保険低所得者保険料軽減負担金291万4000円は見込み計上、4節児童福祉費負担金1586万円は保育給付費負担金で施設型給付費とへき地保育所に係るもの、5節児童手当負担金8129万2000円は国庫負担分を見込み計上、6節未熟児養育医療費負担金25万6000円は扶助費から徴収金を差し引いて2分の1を計上するものです。

2項国庫補助金、20ページの1目総務費国庫補助金6943万3000円は5835万1000円の増で、1節総務費補助金、空き家対策総合支援事業補助は事業費の2分の

1、個人番号カード交付事務費補助は個人番号カード印字システムリース料などに対するもの、地域未来交付金はふれあい交流公園整備事業費の2分の1を計上するものです。

2目民生費国庫補助金2053万3000円は35万3000円の減で、1節社会福祉費補助金243万円は、地域生活支援事業補助で、移動支援など、4事業費の2分の1、2節児童福祉費補助金1810万3000円、子育て支援交付金は放課後児童クラブや保育業務に対するもので事業費の3分の1、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助は児童の安全確認等に対するもので事業費の2分の1、妊婦のための支援給付交付金は歳出予算の同額で計上するものです。3目衛生費国庫補助金198万6000円は80万5000円の減で、1節保健衛生費補助金、母子保健医療対策総合支援事業補助は、妊娠・出産包括支援事業などに対し、2分の1を計上、合併処理浄化槽設置事業補助は1件分を計上するものです。

4目土木費国庫補助金8029万1000円は2019万6000円の減、1節土木費補助金6439万6000円、社会資本整備総合交付金は茶内1号幹線道路改良工事に対するもの、道路メンテナンス事業補助は狭霧橋補修工事と26橋の橋梁点検に対するもの、2節住宅費補助金1589万5000円は、地域住宅交付金で公営住宅解体工事などに対するものとなります。

5目消防費国庫補助金1992万2000円は3億6147万円の減で、1節災害対策費補助金、社会資本整備総合交付金は、新川西地区、仲の浜地区の津波避難タワー外構工事と新川西地区タワー建築主体工事継続費の合計から年度間調整分を差し引いて計上するものです。

6目教育費国庫補助金24万8000円は6万3000円の増で、1節小学校費補助金18万1000円、へき地児童生徒援助費等補助は医師等派遣事業に対するもの、就学援助費補助は1名分、2節中学校費補助金6万7000円、へき地児童生徒援助費等補助は心臓検診などに係るもの、就学援助費補助は1名分です。

7目防衛交付金1億4152万円は前年度同額で、1節特定防衛施設周辺整備調整交付金は中隊規模の想定で計上するものです。

3項委託金1目総務費委託金37万1000円は1419万2000円の減で、1節総務管理費委託金、防衛施設区域取得等事務委託金及び中長期在留住居地届出等事務委託金は見込み計上によるものです。

2目民生費委託金74万6000円は16万8000円の減で、1節国民年金事務委託金70万7000円、基礎年金事務委託金及び協力・連携委託金は令和6年度実績の4分の3の計上、年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金は見込み計上、2節児童福祉費委託金3万9000円は特別児童扶養手当事務委託金で19名分です。

道支出金、22ページの1項道負担金1目民生費道負担金1億2808万6000円は420万5000円の増で、1節社会福祉費負担金158万1000円は民生委員活動費負担金、2節保険基盤安定負担金4095万1000円、国民健康保険基盤安定負担金は

保険税軽減額の4分の3と保険者支援分の4分の1などを計上、後期高齢者医療基盤安定負担金は後期高齢者保険料軽減額の4分の3を計上、3節障がい者福祉費負担金6657万2000円、障がい者自立支援給付費等負担金及び障がい児通所支援給付費等負担金は対象事業費の4分の1を計上、4節介護保険低所得者保険料軽減負担金145万7000円は見込み計上、5節児童福祉費負担金748万9000円は保育給付費負担金で施設型給付費とへき地保育所に係るもの、6節児童手当負担金990万8000円は道負担分、7節未熟児養育医療費負担金12万8000円は、扶助費から徴収費を差し引き、4分の1を計上するものです。

2目農林水産業費道負担金1億1488万1000円は347万8000円の減で、1節農業費負担金、農業委員会交付金は令和7年度実績見込額で計上、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金は事業費の4分の3を計上するものです。

2項道補助金1目総務費道補助金195万円は前年度同額で、1節振興費補助金、地域少子化対策重点推進交付金は結婚生活支援事業費の2分の1、移住・定住支援事業交付金はUIJターン新規就業支援事業費の4分の3です。

2目民生費道補助金2104万9000円は31万6000円の増で、1節社会福祉費補助金277万2000円、地域づくり総合交付金は福祉灯油購入助成などに対するもの、地域生活支援事業補助は対象事業費の4分の1を計上、老人クラブ運営事業補助は見込み計上、介護保険特別対策事業補助は社会福祉法人等による利用者負担軽減で経費の4分の3を計上、2節重度心身障がい者医療費補助金224万9000円から4節乳幼児等医療費補助金348万3000円までは対象経費の2分の1を計上、5節児童福祉費補助金1155万1000円、子育て支援交付金は対象事業費の3分の1を計上、多子世帯の保育料軽減支援事業補助は科目設定、地域障がい児等支援体制強化事業費補助は巡回支援専門員派遣事業費の4分の1を計上、25ページの地域づくり総合交付金は発達支援センター事業に対するものです。

3目衛生費道補助金232万6000円は7万2000円の増で、1節保健衛生費補助金、健康増進事業補助は対象事業費の3分の2、妊産婦安心出産支援事業補助は主に健康診査などに対するもの、不妊治療等助成事業補助は事業費の2分の1、海岸漂着物等地域対策推進事業補助は見込み計上、予防接種健康被害救済措置事業補助は事業費の4分の3を計上するものです。

4目農林水産業費道補助金9010万7000円は5670万4000円の増で、1節農業費補助金523万7000円、農業委員会補助及び農地利用最適化交付金は令和7年度実績見込額で計上、中山間地域等直接支払推進事業補助は事務費見合い分、農業次世代人材投資事業補助は1名分で歳出同額、農業経営基盤強化資金利子補給事業補助は道の利子補給分、多面的機能支払推進事業補助は事務費見合い分、2節林業費補助金8008万5000円、森林環境保全整備事業補助は町有林整備事業費の68%で計上、森林保護事業補助は対象経費の2分の1の計上、合板・製材生産性強化対策事業補助は、林業専用道

開設事業に対し、歳出同額、地域づくり総合交付金は林道奔幌戸線、若山線の補修工事に対するもの、豊かな森づくり推進事業補助は7ヘクタールの造林で道が16%を補助、エゾシカ緊急対策事業補助はエゾシカ3200頭の駆除に対するもの、ヒグマ対策事業補助は緊急銃猟用消耗品及び保険料に対するもの、3節水産業費補助金478万5000円、地域づくり総合交付金は散布漁協が行うリーファーコンテナ購入に対するもの、環境・生態系保全市町村推進指導費補助は事務費見合い分です。

5目商工費道補助金26万円は前年度同額で、1節商工費補助金は、地方消費者行政活性化交付金で啓発用品購入などに充当するものです。

6目土木費道補助金30万円は前年度同額で、1節住宅費補助金は、既存住宅耐震改修費補助で2件分の計上です。

7目消防費道補助金945万9000円は709万8000円の減で、1節災害対策費補助金、地域づくり総合交付金は災害備蓄品購入の2分の1を計上、津波避難施設等整備特別対策事業費補助は、仲の浜・新川西地区津波避難タワー外構工事のほか、町の一般財源分に対し、道が3分の2を支援するもの、津波避難施設等整備特別対策起債償還費補助は施設整備関連事業の令和8年度元利償還額の4分の1を見込み計上するものです。

26ページの8目教育費道補助金1292万2000円は198万9000円の減で、1節小学校費補助金1287万円は給食費負担軽減交付金で児童数225人分で計上、2節高等学校費補助金5万2000円は就学支援事業事務費補助で生徒58人分で計上するものです。

3項委託金1目総務費委託金1642万3000円は264万1000円の増で、1節総務管理費委託金9万3000円、自衛隊募集事務委託金から土地利用規制等対策事業交付金までは見込み計上、2節徴税费委託金880万5000円は、道民税徴収委託金で3000円の2935件分で計上、3節統計調査委託金46万3000円、人口動態調査委託金から経済センサス調査区管理委託金までは見込み計上、4節選挙費委託金706万2000円は、道知事道議会議員選挙費委託金です。

2目衛生費委託金3万4000円は4000円の増で、1節保健衛生費委託金は公害防止事務委託金及び浄化槽事務委託金で見込み計上によるものです。3目農林水産業費委託金1468万8000円は7万9000円の減で、1節農業費委託金68万7000円、家畜伝染病予防手数料徴収事務委託金から地すべり区域維持管理事業点検整備委託金まで見込み計上、2節林業費委託金27万3000円は有害鳥獣事務委託金で1700円の161件分で計上、3節水産業費委託金1372万8000円、漁港利用料市町村交付金は利用料見込みの18%を計上、海岸保全施設事務委託金は防潮堤附帯施設39か所分、防災ステーション施設管理委託料は水門4か所分です。

4目商工費委託金2000円は前年同額、1節商工費委託金は科目設定によるものです。

5目土木費委託金16万3000円は8000円の増で、1節港湾費委託金10万3000円は港湾統計調査委託金で見込み計上、2節住宅費委託金6万円、建築物調査事務委

託金から29ページの都市計画法委託金までは見込み計上によるものです。

17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入2035万8000円は86万5000円の減で、1節土地建物貸付収入、宅地ほか貸付料現年度分は調定見込みの98%、宅地ほか貸付料滞納繰越分は調定見込みの10%で計上、町有干場貸付料は26件分、林野貸付料は11件分、牧野貸付料は5件分、教員住宅料は40戸分、職員住宅料は35戸分、町有住宅料ほか現年度分は46件分、町有住宅料ほか滞納繰越分は科目設定、お試し住宅貸付料は150日分で見込み計上です。

2目利子及び配当金851万4000円は752万2000円の増で、1節利子及び配当金、財政調整基金利子から31ページの有限会社浜中町就農者研修牧場配当金までは各基金の利子と配当金を計上するものです。

2項財産売払収入1目財産売払収入415万3000円は139万7000円の減で、1節その他の不動産売払収入414万3000円、土石売払収入は岩石売払い1万立米分、立木売払収入は町有林10ヘクタールの山売りなど、2節土地建物売払収入1万円は町有地売払収入で科目設定です。2目物品売払い収入2万円は1万円の増で、不用品売払収入は公用車の更新などを想定するものです。

18款1項寄附金1目一般寄附金14億101万円は90万円の増で、一般寄附金は科目設定、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税は見込み計上です。

2目民生費寄附金11万円は前年度同額で、1節社会福祉費寄附金10万円は見込み計上、2節児童福祉費寄附金1万円は科目設定、3目農林水産業費寄附金300万円は前年度同額で、1節水産業費寄附金は水産振興基金積立て分です。4目教育費寄附金1万円は前年度同額で科目設定によるものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金2億3000万円は5000万円の減で財源調整、2目人づくり基金繰入金200万円は前年度同額で人づくり事業に充当、3目福祉振興基金繰入金13万6000円は前年度同額、介護職員初任者研修補助に充当、4目育英事業基金繰入金198万円は6万6000円の減で奨学資金貸付金に充当するものです。

32ページの5目水産振興基金繰入金1320万円は500万円の減で、浜中漁協のナマコ種苗購入に充当、6目特定防衛施設周辺整備調整交付金基金繰入金8000万円は前年度同額で一般廃棄物処理事業に充当、7目ふるさと納税基金繰入金6億9400万円は7000万円の増で充当事業は議案資料の9のとおり、8目森林環境譲与税基金繰入金150万円は皆増で私有林整備事業補助に充当するものです。

2項特別会計繰入金1目国民健康保険特別会計繰入金121万7000円は5万4000円の増で国保加入者のインフルエンザと肺炎球菌予防接種に充当するものです。

20款1項1目1万円は前年度同額、1節前年度繰越金は科目設定です。

21款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金1000円から3目過料1000円までは前年度同額で科目設定するものです。

2項1目町預金利子130万円は115万円の増で利率上昇による見込み計上です。

3項貸付金元利収入1目中小企業融資資金貸付金元利収入4000万4000円は前年度同額で中小企業特別融資資金預託金元金及び中小企業特別融資資金預託金利子です。

2目産業振興資金貸付金収入613万5000円は114万3000円の減で、家畜購入資金貸付金は9件分、漁業機器等購入資金貸付金は2件分です。

4項受託事業収入1目農林水産業費受託事業収入4280万8000円は856万1000円の減で、1節農業費受託事業収入、公社営草地整備事業受託事業収入で受益者負担として事業費の25%と事務費の合計を計上するものです。

2目土木費受託事業収入170万円は前年度同額で、農村私道除雪受託事業収入は見込み計上です。

5項介護保険事業収入、34ページの1目介護保険事業収入192万3000円は39万8000円の減で、1節介護報酬収入は介護予防支援事業所とケアマネジメントセンター分です。

6項雑入1目滞納処分費1万円から3目違約金及び延納利息1000円までは科目設定です。

4目雑入3016万5000円は4260万円の減、雇用保険被保険者負担金は会計年度任用職員分、職員保険事務取扱手数料から子ども医療高額療養費戻入までは見込み計上、職員等給食費は教職員や保育所スタッフに係るもの、農業者年金業務委託手数料から電話使用料（私用分）までは見込み計上、資源物売払収入はアルミ缶やペットボトルなどの売払い、保育所広域入所市町村委託料から保育所児童給食副食費までは見込み計上、デジタル基盤改革支援補助は戸籍の附票システム標準化に対するもの、37ページの健康診査等負担金は後期高齢者健康診査に係るもの、地域公共交通確保維持改善事業費補助は町営バスの運行経費に対するものです。

22款1項町債1目総務債1億5240万円は5620万円の増で、1節総務管理債、過疎地域持続的発展特別事業債（過疎債）はソフト事業を計上、ふれあい交流公園整備事業債（過疎債）は公園整備関連事業費から国庫補助分を差し引いて充当率100%で計上するものです。

2目衛生債1億1350万円は1億980万円の増で、1節保健衛生債、じん芥焼却場整備事業債（過疎債）は根室市の廃棄物処理施設建設事業の令和8年度負担金について充当率100%で計上するものです。

3目農林水産業債1億8790万円は120万円の減で、1節農業債9300万円、浜中姉別地区道営農道整備事業債（辺地債）は町の負担額について充当率100%で計上、公社営草地整備事業債（過疎債）は、町の負担額のうち、辺地とならないエリア分で充当率100%で計上、公社営草地整備事業債（辺地債）は、町の負担額のうち、辺地エリア分で充当率100%、2節林業債1100万円は、公有林整備事業債、国の予算等貸付金債で充当率100%、3節水産業債8390万円、管内種苗センター改修事業債（過疎債）

は産業振興奨励補助で行う種苗センター施設改修費補助について充当率100%で計上、漁港整備事業債（過疎債）は漁港工事地元負担金について充当率100%で計上するものです。

4目土木債6230万円は1億9850万円の減で、1節道路橋りょう債5440万円、道路改良事業債（公適債）は霧多布2条通ほか2件の改良工事に充当率90%で計上、道路改良事業債（辺地債）は茶内1号幹線道路改修工事費から国庫補助分を差し引いて充当率100%で計上、橋りょう長寿命化整備事業債（辺地債）は狭霧橋補修工事から国庫補助分を差し引いて充当率100%で計上、2節住宅債790万円は公営住宅整備事業債（公住債）で散布団地解体工事から国庫補助分を差し引いて充当率100%で計上するものです。

5目消防債9410万円は1億7540万円の減で、1節消防債、避難施設整備事業債（公共事業等債）は仲の浜・新川西津波避難タワーの外構分に新川西建築主体の継続費から国庫補助分を差し引き、年度間調整を加え、充当率90%で計上、全国瞬時警報システム更新事業債（緊防債）はJアラート受信機更新に充当率100%で計上、消防車整備事業債（過疎債）は浜中消防署の広報指令車更新について対象経費に充当率100%で計上するものです。

歳入合計93億4077万5000円は4億6585万9000円の減となります。

以上、議案第24号の補足説明といたします。

○議長（落合俊雄君） これから議案第24号の質疑を行います。

質疑の都合上、歳出38ページの第1款より順次行います。

第1款議会費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

延 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、7日及び8日は休会とし、再開は9日です。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 3時00分）